

実施方針

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
1	実施方針(本文)	1	用語の定義	「構成員」と「協力企業」の資格等の違いをご教示下さい。	実施方針(平成22年5月26日改定)18頁のとおりですが、構成員と協力企業のいずれもPFI事業者(SPC)から業務を受託する者であり、前者はSPCへ出資を行う者、後者はSPCへの出資を行わない者という扱いです。
2	実施方針(本文)	1	用語の定義(構成員)	構成員の定義が「応募グループを構成する企業」とありますが、出資や非出資に関わらず、SPCから業務を直接受託する者のことをいうのでしょうか。	No.1回答参照。
3	実施方針(本文)	1	用語の定義(協力企業)	協力企業の定義が「応募企業または応募グループの構成員以外の者で、PFI事業者から業務を受託し、または請負うことを予定する者。」とあります。協力企業とはSPCからの直接受託ではなく、構成員から業務を受託し、または請負うことを予定する者、との理解で宜しいでしょうか。	No.1回答参照。
4	実施方針(本文)	5	事業者選定方法の変更について	町はSPCと事業契約を締結し、SPCは図書館運営業務に係る選定事業者と図書館運営業務委託契約を締結することになると思われますが、町と図書館運営業務に係る選定事業者との間では、基本協定等は締結されないのでしょうか。	事業契約締結前の基本協定については、以下の当事者で締結することを予定しています。 ①本町 ②本体業務応募者の構成員及び協力企業 ③図書館運営業務応募者及び協力企業
5	実施方針(本文)	5	事業者選定方法の変更について	本体業務と図書館運営業務の各々の事業者を同時に選定し、両事業者間で調整を図る進め方が提示されていますが、建築計画は運営業務を前提に行うため、選定された図書館運営と整合が取れない場合が想定できます。このため、図書館運営業務を含めた事業提案を許容できる事業者選定方法の再考をお願いします。	本事業における最重要課題は、満濃中学校の改築であり、それと町民体育館及び町民図書館を合わせた施設整備、維持管理及び運営に対して多数の事業者の応募があることを期待しています。 一方、図書館運営事業者数が限られていることを考慮すると、事業全体の業務で事業者の選定を行うと応募者数が図書館運営事業者数に限定されてしまうことを懸念し、選定方法を検討した結果、図書館の運営に関する業務とその他の業務に分離しそれぞれの業務の事業者を選定する方式に変更したものです。 なお、事業者選定方法について変更の予定はありません。
6	実施方針(本文)	5	事業者選定方法の変更について	本体業務と図書館運営業務を個別に募集・選定するにもかかわらず、図書館運営業務を本事業に含める意図をお教えください。	No.5回答参照。
7	実施方針(本文)	5	事業者選定方法の変更について	「町は、選定事業者が設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)と事業契約を締結し、図書館運営業務に係る選定事業者はSPCから図書館運営業務を受託することを前提としている。」とありますが、選定後のSPCと図書館運営業務に係る選定事業者との協議の結果、SPCから図書館運営業務に係る選定事業者が図書館運営業務を受託することができないこととなった場合は、町が図書館運営業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	本体業務に係る選定事業者と図書館運営業務に係る優先交渉権者の協議が不調になった場合は、図書館運営業務に係る優先交渉権者に代わって次点交渉権者が協議を行い、その協議も不調になった場合は図書館運営業務を本事業から切り離します。
8	実施方針(本文)		事業者選定方法の変更について	図書館運営業務を別に選定した場合、本体業務応募者が考える図書館提案(施設側)と図書館運営応募者が考える図書館提案(運営側)の整合性が図れず、町が求めているサービスが提供できないおそれがあります。住民へのより良いサービスを提供するためにも選定方法のご再考をお願いいたします。	No.5回答参照。
9	実施方針(本文)	6	(3)対象となる施設の名称等	町の公の施設の備考欄に法定・保守点検業務の一部とありますが「一部」の意味をお教え下さい。	「一部」とは、法定・保守点検業務のうち、要求水準書(案)別添資料9-1で示す業務のことです。
10	実施方針(本文)	6		町の公の施設に関する現況の把握に関しては、現行の指定管理者が有利とならないよう情報の開示に努めて頂きたいです。 特に、62箇所64施設を現地調査する費用は提案者の負担となるのに対して、現行の指定管理者については調査業務そのものが指定管理者業務の範疇となっていることから、調査費を貴町が負担していると言うこともできますので、他の提案者がより良い提案をし、本件PFI事業の質を高めるためにも、十分な検討期間を設けられる早い段階での調査結果の公表をして頂きたいです。 また、契約上現行指定管理者による調査結果が町の所有となる時期が本件に間に合わないのであれば、別途本件PFI事業の為の調査業務の実施も検討頂きたい。	対象施設の現地調査は、応募者の負担で実施してください。その際、各施設に備えている資料の提供は可能です。 なお、現在委託している保守・点検業務は調査業務を含んでおらず、また、指定管理者制度は適用していません。
11	実施方針(本文)	6	設計・建設業務範囲	「備品調達業務」は設計企業及び建設企業以外の構成員若しくは協力企業が実施しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
12	実施方針(本文)	7	ウ 維持管理業務	※1にて校舎の清掃・環境管理業務は町側の実施とありますが、業務要求水準書から判断して、校舎の日常清掃のみが事業外(町側実施)との理解でよろしいでしょうか。	校舎の日常清掃は本町が実施します。校舎とは満濃中学校(運動場・プール・駐輪場を含む)、町立体育館のうち中学校教育に必要なボリュウム及び時間帯等を本町が提示した上で応募者が提案したエリアのことです。その他の本事業で整備する施設の清掃についてはPFI事業者の業務範囲です。 なお、法令に従い、日常清掃は日または週を単位として行い、定期清掃は月を単位として定期的に行い、特別清掃は6ヶ月または年を単位として行うものとします。
13	実施方針(本文)	7	ウ 維持管理業務	建築設備維持管理業務の内、給排水設備の内、浄化槽点検業務は構成員から浄化槽点検業者に再委託しても問題ないと考えていますが、よろしいでしょうか。 (香川県・廃棄物対策課より、設備管理を一括請負っている場合は再委託しても問題ないと回答をもらっています。)	ご理解のとおりです。
14	実施方針(本文)	7~8	学校用情報教育システム業務に関して	・教育ソフト・教育支援ソフトの基準を明確に提示して下さい。 ・現在使用しているソフト等があるのでしたら、公表して下さい。	募集要項公表時に示します。
15	実施方針(本文)	9	I. 1. (4)①キ 民間事業者による任意提案事業	任意提案事業の事前確認に関して、8月31日までの民間事業者ヒアリングにおいて貴町の意向を確認することは可能でしょうか。	8月までの民間事業者ヒアリングの主な目的は公表資料の疑問点や提案内容の方向性等について聴取することです。任意提案事業の事前確認に関しては、11月の競争的対話にてお聞かせください。
16	実施方針(本文)	9	キ 民間事業者による任意提案事業	貴町からサービス対価を頂戴する前提で民間事業者による任意提案事業を提案した場合、当事業の「本体業務」の提案金額に含めて提案を行うのでしょうか。	任意提案事業及び任意提案業務にかかるサービス購入費については、本体業務の提案金額とは別にご提案いただきます。
17	実施方針(本文)	9	民間事業者による任意提案事業	災害発生時における町の公の施設に関する各施設ごとの役割(例えば避難施設として利用、食糧備蓄施設として利用、自衛隊員等の拠点として利用など)について御教示ください。	まんのう町地図情報提供サービス (http://gis.town.manno.lg.jp/jam_manno/faces/jsp/lite/viewSet.jsp)を参照してください。 (STEP1で「防災情報」を選択し、STEP3で地図を表示させ、左下「表示設定」にて「重要避難所」等にチェックを入れる。) なお、要求水準書(案)別添資料9-1に示す施設のうち、13~20及び54~57の12施設が第1次避難場所、それら12施設、1~3、34、36~44、45の仲南農村環境改善センター、47、48及び50の29施設が第2次避難場所に、本町防災計画において指定されています。
18	実施方針(本文)	9	ク 民間事業者による任意提案業務	貴町からサービス対価を頂戴する前提で民間事業者による任意提案業務を提案した場合、当事業の「本体業務」の提案金額に含めて提案を行うのでしょうか。	No.16回答参照。
19	実施方針(本文)	9	I. 1. (4)①ク 民間事業者による任意提案業務	任意提案業務の事前確認に関して、8月31日までの民間事業者ヒアリングにおいて貴町の意向を確認することは可能でしょうか。	可能です。
20	実施方針(本文)	9	I. 1. (4). ①. ク 事業範囲	「民間事業者による任意提案事業及び民間事業者による任意提案業務は、町が事前に提案範囲を確認する。」とありますが、町は提案範囲を確認するだけであり、提案内容は事業者選定委員会が確認、審査するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針(本文)	9	下にある※印文章	『～一般競争入札によらずに契約を締結するための要件を満たすことが必要である』の要件とはなんのでしょうか。	随意契約方式により契約をできる場合として地方自治法第234条第2項及び同法施行令167条の2等に列挙されている状況のいずれかに該当する必要があるという趣旨です。
22	実施方針(本文)	9	I. 1. (4). ①. ク 事業範囲	※に、「当該業務において一般競争入札によらずに契約を締結するための要件を満たすことが必要である。」とありますが、応募者が提案した事業、業務について町が当該要件を満たしていることを確認した上で当該提案を認める(又は認めない)との理解でよろしいでしょうか。	任意提案業務については、別途入札手続を経ることなくPFI事業と一緒に同一事業者へ委託することが地方自治法上の随意契約締結のための要件を満たすこと、その他法令上問題が生じないことについて、各応募者の責任において確認の上、適法性の具体的根拠を示してご提案ください。 なお、違法であると判断された場合、PFI事業者は任意提案業務についてサービス対価の払い戻しを請求される可能性があることはもちろんですが、さらに事業契約自体が解除になる可能性もありますので、慎重にご検討ください。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
23	実施方針(本文)	9	I. 1. (4)②ア 提案対象	BOT方式を提案した場合、図書館に設置する什器・備品等はSPC又は図書館運営企業のいずれの所有となるのでしょうか。SPC所有となった場合、減価償却費の計上等、収支計画に様々な影響が想定されますが、本体業務応募者は提案時点においては図書館運営企業が調達する金額等が不明であり、計画できません。どのような取り扱いをお考えでしょうか。	図書館運営業務応募者が提案し、調達及び設置する什器及び備品等については、施設の事業方式に関わらず、リース方式による調達を提案するもの以外は本町の所有とします。 なお、リース方式により調達する什器及び備品等は、図書館運営業務期間の終了後、本町に所有権を移転(無償譲渡)することとします。
24	実施方針(本文)	9	I. 1. (4)、②、イ 事業方式	表中①～③(④も含むと思われる。)の各施設に関する事業方式について、BOT方式、BTO方式のいずれかを選択できるようにしていますが、町はどちらの事業方式でもよく、事業者選定委員会が評価(良い評価であろうと、悪い評価であろうと)し、総合的に選定された優先交渉権者の提案に従うとの理解でよろしいでしょうか(事業者選定後に事業方式を再検討することをしないかの確認です)。	ご理解のとおりです。
25	実施方針(本文)	9～10	事業概要、事業方式、事業期間	事業方式や事業期間を提案者の提案にゆだねるのは、落札者を決定していく過程で評価の基準を設定することが難しいと思慮します。また、コストを評価する上でも前提となる基準が異なるので評価の指標を決めるのが難しいのではないかと思います。応募の是非を決める上でも重要な材料になるとしますので、どのような評価基準、評価の仕組みにされるのか、早めの公表をお願いいたします。	提案価格の評価方法については、事業方式による差異はなく、事業期間に応じた評価方法とすることを想定しています。また、事業方式及び事業期間にかかわらず、定性的な提案内容を重視します。 具体的な評価方法については、募集要項と併せて公表します。
26	実施方針(本文)	10	(4)事業概要② 事業方式③ 事業期間	BTO・BOTなどの事業方式や事業期間を応募者により選択することになっていますが、組み合わせにより本事業の計画に関して、提案コストやリスクに差異が発生すると思われる。公正性という観点からどのように評価されるのか具体的な内容をご提示をお願いします。	No.25回答参照。
27	実施方針(本文)	10	(4)事業概要② 事業方式③ 事業期間	事業方式、事業期間について応募者の選択性となっておりますが、それぞれの組み合わせによって、本事業の計画に関して、リスク分担、提案コスト等に差異が発生する事は明確かと存じます。これらの差異に対してどのようにイコールフィッティングし、公正に評価されるのか具体的にお示しいただけないでしょうか。 本項目に関しては、応募可否判断材料として大きなウェイトを占める項目かと思われます。多数の応募者確保のためにも早期に御公表いただけないでしょうか。	No.25回答参照。
28	実施方針(本文)	10	I. 1. (4)、③ 事業期間	事業期間を選択できるようにしていますが、事業期間によって提案金額は大きく変わります。各応募者の様々な提案について、この提案金額に見合う定性的評価をするということは非常に困難かと思いますが、事業期間に応じた評価基準を公表していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	No.25回答参照。
29	実施方針(本文) (実施方針(別紙5))	10	③事業期間 ア 提案対象 I 対象業務(4)ウ	事業期間の提案事項について、20年又は25年と定められておりますが、維持管理業務の一部の実施対象となる公の施設については竣工年が当然異っており、事業期間中での閉鎖・取り壊し等の物件が出てくるのが予想されます。 これに伴うリスク分担については、リスク分担表ではNo.51、No.72、No.74の各項目に該当すると考えて宜しいでしょうか。 また、その場合の具体的な対応として、全体のバランスを考えた仕様及び金額変更の相談には応じて頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の事態に対してはリスク分担表No.53にあるように対応いたします。 なお、満濃中学校、町立体育館及び町立図書館以外の公の施設を対象とする法定・保守点検については、維持管理段階のみの業務であるため、リスク分担表No.51、72、74は該当しません。 後段については、ご理解のとおりです。
30	実施方針(本文)	11	I. 1. (6)支払 方法①	国庫補助等の活用には、地方債の活用も想定していますでしょうか。	合併特例債の活用を想定しています。
31	実施方針(本文)	11	支払方法	BOT方式の場合、設計・建設業務に係る費用についての国庫補助金の交付時期はどの時期になるのかお教え下さい。	国庫補助金の交付時期は未定です。
32	実施方針(本文)	11	I. 1. (6)支払 方法	一括支払金が交付される時期を公表してください(これにより収支計画及び会計・税務方針が大きく変わるため)。	平成25年4月頃を予定しています。
33	実施方針(本文)	11	I. 1. (6)支払 方法	一括支払金の金額を公表してください(これにより収支計画及び会計・税務方針が大きく変わるため)。	募集要項において示します。
34	実施方針(本文)	11	I. 1. (6)支払 方法	町は、国庫補助等の活用を予定しておりますが、国庫補助等が交付されないことになった場合、事業者が予定していた一括支払金の額を町が一括で事業者が予定していた時期に支払うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	実施方針(本文)	11	支払方法	「(4)①イを除くサービス対価については供用開始後から事業期間終了年度にわたって支払う」とされておりますが、情報技術活用システムにおける機器等の調達、設置及び配線など初期費用とみられるものについても事業期間終了年度にわたって支払われるのでしょうか。	供用開始年度から当該業務終了年度にわたって支払います。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
36	実施方針(本文)	12	2.特定事業の選定及び公表に関する事項(1)選定方法①定量的評価	本体業務、図書館運営業務それぞれに対して、予定価格を公表するご予定はありますでしょうか。	ご質問のとおりです。
37	実施方針(本文)	15	PFI事業者の募集及び選定スケジュール	要求水準設計はいつ頃公表されるでしょうか。満濃中学校の施設計画及びVE提案検討をするにあたり、早々に公表をお願いします。	要求水準設計は、仕様発注の部分ととらえ、性能発注である要求水準書の作成過程で必要であれば作成することとしており、現時点においては未作成です。
38	実施方針(本文)	17	⑦実施方針(改定版)、要求水準書(案)に関する質問	ア受付期限につきまして、意見及び質問に期限が本日6月18日までと定められておりますが、要求水準書(案)につきましては6月15日に改定されておりますので、受付期限を延長して頂きたく、御願い致します。	今後は、ヒアリングにて行います。
39	実施方針(本文)	18	応募者の参加資格要件	協力企業についても応募企業または応募グループの構成員と同様に参加表明を行うこと、とありますが、協力企業の意味としてはSPCから業務を受託する企業の中で、出資をしない受託企業と考えていますが、よろしいでしょうか？	No.1回答参照。
40	実施方針(本文)	18	応募者の条件	図書館運営業務に係る選定事業者がSPCに出資しない場合において、代表企業の出資比率に制限はないと理解してよろしいでしょうか。	代表企業はSPCに対して最大比率の出資を行うこととします。実施方針正誤表をご参照ください。
41	実施方針(本文)	18	応募者の条件	応募者の構成員の変更において、参加表明書及び参加資格確認申込書の提出期限の日から基本協定締結時までの期間に指名停止措置を受けた場合は、「やむを得ない事情」と判断されるのでしょうか。	指名停止措置は応募者の構成員の責任によって生じるものですので、本来であれば「やむを得ない事情」に該当するものではありません。したがって、応募者の救済のみを目的として指名停止措置を「やむを得ない事情」に該当すると判断することは基本的に想定しておりません。ただし、失格とすることによって、スケジュールや競争性の確保などの点において本町に重大な悪影響が生じることもありえます。その場合には、諸般の事情を考慮し、何が町民にとって最適かを検討した上で、指名停止措置を「やむを得ない事情」として構成員の変更を認める可能性はあります。
42	実施方針(本文)	18		『…やむを得ない事情が生じた場合…』とありますが、貴町がお考えご想定されているものは、どのような場合か具体的に教えてください。	No.41回答参照。
43	実施方針(本文)	18	(2)応募者の参加資格要件 ① 応募者の条件ク	「図書館運営業務応募者は、本体業務応募者及びその協力企業となることはできない。」とありますが、図書館運営業務の協力企業は、本体業務の協力企業となることは可能でしょうか。	図書館運営業務応募者に協力企業の位置づけは、ありません。本体業務応募者の協力企業は、図書館運営業務応募者として参加することは認めません。
44	実施方針(本文)	19	II、3、(2)、①、コ 応募者の参加資格要件	図書館運営業務に係る選定事業者が代表企業の出資比率未未満となる条件がありますが、本件は代表企業が最大出資者となる条件があるのでしょうか。	No.40回答参照。
45	実施方針(本文)	19	II、3、(2)、①、コ 応募者の参加資格要件	代表企業の定義は応募手続きを代表して行う企業となっておりますが、図書館運営業務に係る選定事業者が代表企業の出資比率未未満となるようにとの出資構成に関する記載があります。応募手続きの他に代表企業に何かを求めているのでしょうか。	No.40回答参照。
46	実施方針(本文)	18	(2)応募者の参加資格要件 ① 応募者の条件サ	SPCの出資者間で出資比率の移動について「一定期間経過後」とありますが、具体的にはいつから可能になりますか？	平成25年3月1日以降とします。実施方針正誤表をご参照ください。
47	実施方針(本文)	19	応募者の条件	「SPC設立から一定期間経過後、出資比率を移動することができる。」とありますが、代表企業が負担すべき出資割合(「最大の出資者となるべき」「過半数以上の出資割合」等)の記載がありません。出資比率の移動があった場合、その割合に応じて代表企業は変更となるのでしょうか。あるいは、代表企業が最少割合の出資者となるケースでも可という事でしょうか。	No.40回答参照。
48	実施方針(本文)	19	(2)応募者の参加資格要件 ② 応募者の共通参加資格	同一企業で複数の業務を行う場合においても、どれかひとつの入札参加資格者名簿に登録していればよろしいでしょうか(たとえば、測量・建設コンサルタント等)にのみ登録する)。それとも業務ごとの対応する入札参加資格者登録をしなければならないのでしょうか。	同一企業で複数の業務を行う場合には、いずれかひとつの入札参加資格者名簿に登録していれば結構です。
49	実施方針(本文)	19	(2)応募者の参加資格要件 ② 応募者の共通参加資格	入札参加資格者名簿に登録されているのが、参加の条件になっておりますが、応募の際には、入札保証金は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	実施方針(本文)	20	(2)応募者の参加資格要件 ③ 応募者の各業務担当企業の資格要件	設計・建設業務のうち「備品調達業務」のみを構成員としてSPCより直接受託は可能でしょうか。可能な場合、参加資格要件は「平成21・22年度まんのう町入札参加資格【物品・役務】」で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
51	実施方針(本文)	20	(2)応募者の参加資格要件 ③ 応募者の各業務担当企業の資格要件	設計・建設業務のうち建設工事業務に含まれる「移設備品の引越し」のみを構成員としてSPCより直接受託は可能でしょうか。可能な場合、参加資格要件は「平成21・22年度まんのう町入札参加資格【物品・役務】」で宜しいでしょうか。	No.50回答参照。
52	実施方針(本文)	20	(2)応募者の参加資格要件 ③ 応募者の各業務担当企業の資格要件	維持管理業務のうち「備品維持管理業務」のみを構成員としてSPCより直接受託は可能でしょうか。可能な場合、参加資格要件は「平成21・22年度まんのう町入札参加資格【物品・役務】」で宜しいでしょうか。	No.50回答参照。
53	実施方針(本文)	21	Ⅱ. 3. (2)③ア(ウ)	体育施設とは学校等に付属の体育館を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	実施方針(本文)	21	Ⅱ. 3. (2)③ア(エ)	図書館とは学校等に付属の図書室を含むとの理解でよろしいでしょうか。	含みません。
55	実施方針(本文)	21	Ⅱ. 3. (2)③イ(ウ)	体育施設とは学校等に付属の体育館を含むとの理解でよろしいでしょうか。	No.53回答参照。
56	実施方針(本文)	21	Ⅱ. 3. (2)③イ(エ)	図書館とは学校等に付属の図書室を含むとの理解でよろしいでしょうか。	No.54回答参照。
57	実施方針(本文)	22	工 維持管理企業	(ア)文教施設における2年以上の実務経験を有すること、とありますが①2年の実務経験は参加表明時に2年経過が必要でしょうか？ ②文教施設の実務経験は民間の小・中・高校・大学でもよろしいでしょうか？	①についてはご理解のとおりです。また、②については国公立、私立を問わず文教施設を対象とします。
58	実施方針(本文)	22	Ⅱ、3、(2) 応募者の参加資格要件	Ⅱ、3、(2)、③応募者の各業務担当企業の資格要件に当てはまらない企業(SPCの事務を行う企業等)は、Ⅱ、3、(2)、①及び②を満たし、本町入札参加資格者名簿の登録受付をしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	実施方針(本文)	26	項目 :Ⅳ、3 行政財産の使用に関する事項	行政財産について、有償で使用させる場合の金額を公表してください。	まんのう町公有財産規則に基づいて決定します。
60	実施方針(本文)	28	Ⅵ、3 不可抗力等の事由により事業の継続が困難になった場合の措置	「不可抗力の場合の損害賠償その他について、両者で協議することとする。」とありますが、別途公表されている別紙5リスク分担表では募集要項公表時に提示するとあります。募集要項公表時に提示されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	実施方針(本文)	29	Ⅶ、2、(1) 財政上及び金融上の支援に関する事項	「国庫補助金申請に必要な書類等の作成及び支援を行う。」とありますが、作成補助はPFI事業者が行なえると思いますが、作成は貴町が行なうとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	実施方針(本文)	29	Ⅶ、2、(1) 財政上及び金融上の支援に関する事項	「国庫補助金申請に必要な書類等の作成及び支援を行う。」とありますが、作成した書類等に誤りがあった場合は、別紙5リスク分担表に記載の通り、町が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	実施方針(本文)	29	Ⅶ、2、(1) 財政上及び金融上の支援に関する事項	「国庫補助金申請に必要な書類等の作成及び支援を行う。」とありますが、国庫補助金申請に必要な書類等の公表をお願いします。	募集要項において示します。
64	実施方針(本文)	30	Ⅷ. 1. 議会の議決	債務負担行為の設定にかかる議会の議決はいつを予定していますでしょうか。	平成22年12月議会または平成23年3月議会を予定しています。
65	実施方針(本文)	36	清掃・環境管理業務	(3)業務内容 ① 日常清掃(校舎は除く)及び廃棄物処理 ② 定期清掃及び特別清掃 と記載がありますが ・校舎であっても、定期清掃・特別清掃は実施すると考えてよろしいでしょうか？ 又、その清掃頻度をお示し下さい。 ・体育館の中学校使用部分は日常清掃は対象外とと考えてよろしいでしょうか？(定期清掃・特別清掃はご指示下さい) ・町民体育館部分は日常清掃・定期清掃・特別清掃が必要とと考えてよろしいでしょうか？その頻度をお示し下さい ・21ページの「エ. その他諸室」に属する部分の日常清掃は対象外とと考えてよろしいでしょうか？(定期清掃・特別清掃はご指示下さい) ・図書館は全館、全ての清掃が必要とと考えてよろしいでしょうか？ ※後日水準書の中で明示いただければ、その時でも結構です。	No.12回答参照。
66	実施方針(別紙3)			現在の公の施設一覧と比較しましたら ①満濃武道館 ②旧 仲南北保育所 ③旧 仲南西幼稚園 の記載がありません PFI事業開始後は、点検対象外とと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
67	実施方針(別紙4)	1	1.基本条件	<p>本体業務と図書館運営業務の選定を同時期かつ個別に行うということですが、本体業務のSPCと運営業者の協議が整わなかった場合は、図書館運営業務だけが本事業から切り離されるという認識でよろしいでしょうか。</p>	No.7回答参照。
68	実施方針(別紙4)		基本条件	<p>本体事業応募者が全く関与しないところで図書館運営企業が選定され、本体事業応募者の構成員の出資によるSPCが図書館運営企業と図書館運営業務委託契約するという事業スキームにおいて、SPCが図書館運営業務の履行責任を負い、SPCが図書館運営企業の債務不履行リスクを負うというのは片務的と思われます。本体業務に係る事業と図書館運営業務に係る事業は、全く別のPFI事業として実施されるべきと思われます。</p>	No.5回答参照。
69	実施方針(別紙4)			<p>基本条件に本体業務に係る事業者の選定と図書館運営業務に係る事業者の選定を、同時期かつ個別に行うことになっていますが、落札事業者が図書館運営業務を行う企業の債務不履行をSPCが負担することに対して、図書館運営業務を行う企業の運営実績や与信なども把握できない状況になり、責任だけSPCで負うことに事業者に大きなリスクが発生します。</p> <p>また万一図書館運営企業と基本協定締結までに双方の合意ができない場合は、本体業務のみとの契約とすることにより、事業推進に関して町にもリスクが発生すると考えられます。</p> <p>事業を確実に安定して推進するためにも、事業契約も本体業務と、それぞれ町と締結することとしていただけないでしょうか？</p>	No.5回答参照。
70	実施方針(別紙4)			<p>本体業務と図書館運営業務を別選定することについては、本体業務への多数の応募者を募るためには有効かと思われませんが、本体業務応募者側からは、以下のような懸念があります。</p> <p>① 応募前に役割分担、リスク分担について明確に合意できない。応募前に別選定される企業の業務遂行能力、企業与信が不明。以上の内容に関わらず、別選定企業の業務履行責任をSPCが負う。</p> <p>② 別選定企業の状況及び別選定企業との協議合意内容によっては、応募前に協議したファイナンス組成条件が変わる可能性があり、提案時点でのSPC事業計画に悪影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>③ 基本協定締結までに双方合意出来ない場合には図書館運営企業との交渉を中止し、本体業務のみとの契約とすることにより、事業推進に関して町にもリスクが発生する。</p> <p>本体業務応募者にとっては、応募時点で明確に想定、検討、対応立案できないリスクを負うことになり、選定事業者に対する過大なリスクと考えます。さらに図書館運営業務へ応募する企業にとっても、優先交渉権獲得後に契約できないリスクが大きくなり、過大なリスクの押し付けとなります。</p> <p>御町と応募者のリスクを少なくし、事業を確実に安定して推進するためにも、別選定した事業者に対しては、事業契約もそれぞれ町と締結することとしていただけないでしょうか？</p>	No.5回答参照。
71	実施方針(別紙4)		1、(3)	<p>本体業務を行う企業と、図書館運営の企業が別々に選定された後、図書館運営の企業はSPCから業務を受託するとありますが、このような流れでSPCを構成すると出資等、コンソーシアム組成に係わる重要な事項が定まりません。本体業務企業の社内調整が難しくなるだけでなく、提案をすることができません。</p> <p>なぜ、本体業務事業者から図書館業務を受託させるスキームにしようとお考えなのですか。</p>	No.5回答参照。
72	実施方針(別紙4)		1、(3)	<p>本体業務を行う企業と、図書館運営の企業が別々に選定された後、図書館運営の企業はSPCから業務を受託するとありますが、このような流れでSPCを構成すると出資等、コンソーシアム組成に係わる重要な事項が定まりません。本体業務企業の社内調整が難しくなるだけでなく、提案をすることができません。</p> <p>図書館運営事業を、本PFI事業に含める意図をお示し下さい。</p>	No.5回答参照。
73	実施方針(別紙4)	1	1(6)	<p>図書館運営業務について、図書館運営企業の債務不履行リスクもSPCが負うこととなっておりますが、SPCが起用した協力企業の債務不履行リスクをSPCが負うということであれば妥当だと思いますが、図書館運営企業の選定についてはSPCにはその権限が無いにも拘らず、そのリスクだけを負うというのは合理的ではないように思います。</p> <p>例えば、SPCは図書館運営企業に対して損害賠償等を請求することができるとありますが、図書館運営企業が倒産した場合など、図書館運営企業の事業継続が困難となった場合には、債務不履行責任はSPCに残り、現実的には損害賠償に対する十分な支払い能力が図書館運営企業にない等という事態が想定されます。</p> <p>そこで、(6)につきましては、</p> <p>「SPCは、図書館運営業務を含む全業務についてモニタリングを行う。図書館運営業務に対するモニタリング結果は遅滞なくまんのう町に報告する」などの内容に改めて頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見を参考に今後検討しますが、本事業は、SPCが包括的に全業務を契約期間中にわたりマネジメントを行うことを重視します。</p>
74	実施方針(別紙4)		1、(6) 基本条件	<p>「一定の場合にはSPCは図書館運営企業との契約を解除することができる。」とありますが、一定とは何でしょうか。</p>	<p>基本的には、図書館運営企業の重大な債務不履行を想定しております。これは、図書館運営企業の債務不履行によりPFI事業者(SPC)に回復不能な損害が生じることを防ぐためのものです。PFI事業者(SPC)側の都合で解除できるという趣旨ではありません。</p>

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
75	実施方針(別紙4)		1、(6) 基本条 件	一定の場合にはSPCは図書館運営企業との契約を解除することができるとありますが、図書館運営企業に契約の解除権はないとの理解でよろしいでしょうか。	PFI事業者(SPC)に重大な債務不履行があった場合には、図書館運営企業に解除権が生じる可能性はございます。
76	実施方針(別紙4)		2 事業者選定 フロー	選定フローでは、選定事業者間での協議が整った後、町と協議するようになっておりますが、選定事業者間での協議については町は関与しないのでしょうか。	事業者間協議に本町も積極的に参加します。
77	実施方針(別紙4)		事業者選定フ ロー	「事業者間の委託契約等の基本的な条件については募集要項公表時に示す」とされておりますが、どのような条件を想定されているかご教示下さい。	募集要項公表に併せて示します。
78	実施方針(別紙4)	3	本事業者選定 方法に関して想 定される事項と 対応方針	ここで言われている「PFI事業者」とは「SPC」のことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	実施方針(別紙4)		本事業者選定 方法に関して想 定される事項と 対応方針	「各業務の優先交渉権者公表後から基本協定締結までの事業者間協議が不調な場合、場合によっては図書館運営業務の優先交渉権者との交渉を打ち切る。また、その補償は行わない。」とあります。図書館運営企業が受け持つリスクとしては、非常に大きいと考えます。対応の再考をお願いいたします。	図書館運営業務も大切な業務の1つです。運営事業者は、別に選定されますが、事業全体は、一つのSPCとして実施していただくことを最優先として考えております。
80	実施方針(別紙4)	3	3 契約前 想 定される事項	『本体業務と図書館運営業務の優先交渉権者公表後の事業者間協議及び本町との契約協議が想定したよりも長引くことによる施設竣工の遅延』に関してリスク分担表には、どちらの責めによるものかによって、負担が違っています。ここに示す契約前協議に関しても、想定される場合の負担の違いがあってもよいと思われます。ご教示ください。	いただいたご意見を参考に今後検討します。
81	実施方針(別紙4)		本事業者選定 方法に関して想 定される事項と 対応方針	「本体業務と図書館運営業務の優先交渉権者公表後の事業者間協議及び本町との契約協議が想定したよりも長引くことによる施設竣工の遅延」に対する対応方針は「H25年4月の中学校開校を最優先し、それ以外の施設の竣工遅延は認めるものとする。また、協議不調による遅延により生じたコストは補償しないものとする。」とありますが、中学校以外施設の竣工遅延において、図書館運営業務の優先交渉事業者との協議の遅延によって生じる工事費用の増大は本体業務事業者の責によるものではなく、したがって生じたコストは補償されるべきものと考えます。	いただいたご意見を参考に今後検討します。
82	実施方針(別紙4)		3 本事業者選 定方法に関して 想定される事項 と対応方針	「協議不調による遅延により生じたコストは、補償しないものとする。」とありますが、これはPFI事業者が負担するリスクではありませんので、貴町が負担していただけますか。	No.81回答参照。
83	実施方針(別紙4)		本事業者選定 方法に関して想 定される事項と 対応方針	「事業期間中の図書館運営企業の債務不履行リスクは、PFI事業者がリスクを負担する。」とありますが、本体業務企業と図書館運営企業との意思疎通が図れないおそれがあります。PFI事業者の円滑な運営を実施するためにも、図書館運営のリスクは町が負担することを望みます。	軽微な債務不履行についてはPFI事業者(SPC)から図書館運営企業に損害賠償請求をすることで、重大な債務不履行についてはPFI事業者(SPC)が図書館運営企業との契約を解除することで、PFI事業者(SPC)にとっての過大な負担とはならないと想定しております。
84	実施方針(別紙4)		3 本事業者選 定方法に関して 想定される事項 と対応方針	SPCが図書館運営企業との契約を解除(事由が倒産ではない)した場合、その後の履行責任についても町がリスクを負うとの理解でよろしいでしょうか。	図書館運営業務に関するPFI事業者(SPC)と図書館運営企業の契約が解除された場合でも、図書館運営業務が直ちに本事業の対象外となる訳ではありません。
85	実施方針(別紙5)	1(No.2)	応募リスク	「応募リスク」について、応募費用の負担者は事業者のみとなっております。提案書提出後、町側事由により事業者選定が中止となった場合の応募費用の負担についてのお考えをご教示願います。	民間事業者の応募費用については、各事業者の負担と考えています。
86	実施方針(別紙5)	(No.4)		4の国庫補助金等変動リスクについては、町の負担となっておりますが、変動することにより発生する金融費用(ブレイクファンディングコストを含むがこれに限らない)についても町が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	本町が負担する国庫補助金等変動リスクとは、国庫補助等の金額が変動しても、予め提示する一括支払施設整備費に相当する金額は変更せず支払うということです。したがって、ブレイクファンディングコスト等は生じないこととなります。
87	実施方針(別紙5)	1(No.5)	契約リスク	「契約リスク」について、町の事由によるものは町がリスクを負担することとされておりますが、具体的に想定されている事由をお示し願います。	本町の内部手続きの不備により契約締結が遅れる場合等を想定しています。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
88	実施方針(別紙5)	(No.19)		17,18,9の住民対応リスクのうち19が事業者負担となっておりますが、提案前では、事業者が知れない住民リスク(自分の家の前に建物を建ててほしくないとの苦情等)については町が負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表No. 17-19に記載のとおり、本件施設の設置運営そのものに関するものか否かなどが判断基準となります。『提案前では、事業者が知れない住民リスク』についても、例えば工法等によって左右されるのであれば、事業者がリスクを負担する可能性もあります。
89	実施方針(別紙5)	1(No.25)	共通	不可抗力リスク 募集要項を拝見してからということになりますが、民間一部負担の内容については明確にご提示ください	募集要項公表時に示します。
90	実施方針(別紙5)	1(No.28,29)	共通	物価リスク 募集要項を拝見してからということになりますが、民間一部負担の内容については明確にご提示ください。	募集要項公表時に示します。
91	実施方針(別紙5)	(No.53,54)		53,54の計画変更リスクのうち、町民による要望等により運営業務の計画変更が必要となった場合は、町がこれを負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	実施方針(別紙5)	2(No.78)	運営段階 1	災害時維持管理・運営中断リスク ※6に記載ある『相応のリスクを負う』の相応とはどのようなことを想定されていますか？具体的にご提示ください。	要求水準に示している避難場所としての機能が、災害時に働かなかった場合等を想定しており、リスク負担の詳細については募集要項公表時に示します。
93	実施方針(別紙5)	No.78	共通リスク 災害時維持管理・運営中断リスク	No.78災害時の維持管理・運営業務の中断において、※6の後段にて「民間事業者も避難所機能としての施設の維持管理について相応のリスクを負う」とありますが、この内容について具体的に説明願います。	No.92回答参照。
94	実施方針(別紙5)	3(No.88)	運営段階3	盗難等リスク ※8に記載にある内容に関しては、募集要項を拝見してからということになりますが、 ・一定範囲内というのはどの範囲か ・破損の判断等はどのようにするのか ・返却遅延の場合はどのようにするのか	募集要項公表時に示します。
95	実施方針(別紙5)			※4に、維持管理業務に怠りがあった場合、施設・備品の損傷リスクを帰責者の第三者とともに負担するとありますが、怠りについて定義していただけますでしょうか。	町の承認を得た実施計画書どおりに実施しなかった場合等を想定しています。
96	実施方針(別紙5)			※4に、維持管理業務に怠りがあった場合、施設・備品の損傷リスクを帰責者の第三者とともに負担するとありますが、貴町が考えている分担割合を提示していただけますでしょうか。	業務の怠りによる損傷への影響の度合いによって判断します。
97	実施方針(別紙5)			※4に、維持管理業務に怠りがあった場合、施設・備品の損傷リスクを帰責者の第三者とともに負担するとありますが、第三者が負担しない場合、その負担分は町が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	実施方針(別紙5)		※6	避難所機能としての施設の維持管理についての相応のリスクとは、具体的にはどのような物を想定していますでしょうか。	No.92回答参照。
99	実施方針(別紙5)			※6に、災害時維持管理・運営中断リスクについて、民間事業者も施設の維持管理についての相応のリスクを負うとありますが、相応のリスクとはどういったリスクでしょうか。	No.92回答参照。
100	実施方針(別紙5)	3	欄外	※7 募集要項等公表時に提示するとありますが、業務に対して具体的内容に対するリスク分担となることを希望します	いただいたご意見を参考に今後検討します。
101	実施方針(別紙5)	3	欄外	※9 予め定める規則・規定・・・とあるが、これは誰が定めるものなのか、既にあるものなのか、「まんのう町学校施設開放管理運営規則」を指しているのかご教えてください	運営業務に関してPFI事業者が本町の承認を得た上で作成するマニュアル等を想定しています。

サービス購入費の基本的な考え方(案)

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
102	サービス購入費の基本的な考え方(案)	1	サービス購入費の構成について	「その他の費用」にある「法人の利益」の「法人」とは具体的に何を指しますか。	PF1事業者が設立するSPCのことです。
103	サービス購入費の基本的な考え方(案)	1	サービス購入費の構成について	先の質問の回答が「SPC」の場合、ここでいう「法人の利益」はSPCによる独立採算事業の利益と理解してよろしいでしょうか。	本町がPF1事業者に支払うサービス購入費に、PF1事業者が自ら実施する独立採算事業の利益は含みません。
104	サービス購入費の基本的な考え方(案)	1		光熱水費が事業者負担となっていますが、施設の性質上、事業者で光熱水費のコントロールは非常に難しいと考えています。従いまして、事業リスクが増大する観点からも、光熱水費については町の負担とするか若しくは全て実費精算としていただきたいと思えます。	いただいたご意見を参考に今後検討します。
105	サービス購入費の基本的な考え方(案)	3	2.(2)施設整備費(サービス購入費A)の支払方法	「国の審査により国庫補助等が交付されない場合も想定される。」とありますが、交付されない場合、国庫補助等以外の方法で一括支払いを実施するとの認識で宜しいでしょうか。ご教示をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
106	サービス購入費の基本的な考え方(案)	3	2.(2)施設整備費(サービス購入費A)の支払方法	「国庫補助金が交付されない場合も想定される。」とありますが、それにより一括支払金が支払えなくなる場合のリスクの一切(資金調達等)は町が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No.105回答参照。
107	サービス購入費の基本的な考え方(案)	4	項目:(2)②イ 基準金利表	施設整備事業期間終了ではなく、施設整備業務支払期間終了という解釈で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、割賦支払施設整備費の支払対象期間の終了時期については事業者の提案による期間としていましたが、事業期間終了までと変更します。実施方針正誤表をご参照ください。
108	サービス購入費の基本的な考え方(案)	4	2.(2)、②、イ 基準金利	基準金利は平成30年4月より5年毎の金利固定期間の2営業日前とありますが、募集要項公表時には、具体的な日付を公表していただけるのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
109	サービス購入費の基本的な考え方(案)	4	2.(3)②サービス購入費C	監視期間の効果の検証とは、具体的にどのような検証を想定していますでしょうか。また、設定された標準使用量及びモニタリングの結果はどのように活用されるのでしょうか。	前段については、エネルギー使用量に対するPF1事業者の提案内容やその他の影響要因(天候、利用者数等)の寄与度を分析し、提案内容がエネルギー使用量に与える効果を検証するものです。後段でお尋ねのモニタリング方法の詳細は募集要項公表時に示します。
110	サービス購入費の基本的な考え方(案)	4	(3)維持管理・運営費の支払い方法 ②サービス購入費C	電気料金については、学校等の電気使用量は事業者において明確に管理できるものではなく、過大なリスク負担と考えられます。ガス料金等と同じように実費をサービス購入費として支払う事としていただけないでしょうか。	いただいたご意見を参考に今後検討します。
111	サービス購入費の基本的な考え方(案)	4	2.(3)、②サービス購入費C	提案内容に基づく効果を検証した結果、効果が認められない場合はどのようになるのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
112	サービス購入費の基本的な考え方(案)	4、5	②サービス購入費C	監視期間で電気料金について「効果が認められた」場合とありますが、この効果とは何を想定されているのでしょうか。光熱水費の使用量が提案時(内容)より、実績が低いことの意味でしょうか。	No.109回答参照。
113	サービス購入費の基本的な考え方(案)	4、5	②サービス購入費C	監視期間を最長5年間継続として、光熱水費事業者提案金額と実績との比較により、低い金額をサービス購入費とするとありますが、5年を経過した場合の扱いはどう想定されているのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
114	サービス購入費の基本的な考え方(案)	4~5	(3)②	「ガス料金、上下水道料金及びそれに類する料金」の「それに類する料金」は何を想定されていますか	電気、ガス、上下水道に限らず、エネルギー購入にかかる料金を示します。
115	サービス購入費の基本的な考え方(案)	5	②サービス購入費C	ガス料金は電気料金と異なり、実費をサービス購入費とするとあります。このことは提案時に、例えば空調の熱源方式において、電気あるいはガスを選択する場合、ガス方式だけが光熱水費使用量のリスクがなく、有利になると考えられます。双方、同一条件としない理由をご説明願います。	いただいたご意見を参考に今後検討します。
116	サービス購入費の基本的な考え方(案)	5	(3)維持管理・運営費の支払い方法 ②サービス購入費C	ガス料金、上下水道料金及びそれに類する料金については、その実費をサービス購入費とする。とありますが、電気料金についても同様に実費とできないでしょうか。学校の利用時間や使用方法により電気使用量に差が出るため、事業者のリスク負担が大きくなります。	いただいたご意見を参考に今後検討します。
117	サービス購入費の基本的な考え方(案)	5	2.(3)②サービス購入費3	「監視期間中は本体業務応募者の提案金額と光熱水費の実績を比較し低い金額をサービス購入費として支払う。」とありますが、監視期間中に燃料高騰等により光熱水費が増加した場合、増加分を考慮した比較となりますか。また、燃料高騰等によるリスクは町が負うとの認識で宜しいでしょうか。ご教示をお願いいたします。	前段については、No.109回答参照。後段については、燃料高騰に対しては物価変動に伴うサービス購入費の改定により対応します。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
118	サービス購入費の基本的な考え方(案)	5	サービス購入費F	サービス購入費Fの内、「開業準備業務に要する費用」というのは図書館運営業務の内の「開館準備業務」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	サービス購入費の基本的な考え方(案)	6	サービス購入費の改定の考え方	物価変動に伴うサービス購入費の改定は、どのような指標を基準として改定することを想定されていますでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
120	サービス購入費の基本的な考え方(案)	6	サービス購入費の改定の考え方	需要変動を勘案したサービス購入費の改定について、需要リスクは町とPFI事業者の双方が負担するとされておりますが、少数の増減ではサービス購入費を改定しないためPFI事業者の負担が発生するとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合どの程度の増減でサービス購入費を増減することを想定されているのでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
121	サービス購入費の基本的な考え方(案)	6	サービス購入費の改定の考え方	技術革新に勘案したサービス購入費の改定については、事前に町とPFI事業者間で対応方法や金額についての相談、協議等が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	サービス購入費の基本的な考え方(案)	6	3 (1)③、⑤	「維持管理運営期間中のサービス購入費は物価変動を勘案し改定」と「維持管理運営期間中のサービス購入費は技術革新システムを勘案し改定」に関して具体的な詳細をご提示ください	詳細は募集要項公表時に示します。
123	サービス購入費の基本的な考え方(案)	6	3.(1)④	「維持管理運営期間中のサービス購入費は需要変動を勘案し改定」に関してリスク分担表の定義と若干のズレがありますが、どのように解釈すればいいのか明確にご提示ください	募集要項公表時に示します。
124	サービス購入費の基本的な考え方(案)	6	3.(1)、④サービス購入費の改定の考え方	維持管理期間中の需要リスクについて、本町とPFI事業者の双方が負担するとありますが、こういった負担区分になるのでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
125	サービス購入費の基本的な考え方(案)	7	サービス購入費の減額等	サービス購入費Aについては、完工確認等の観点から減額の可能性はないと考えてよろしいでしょうか(施設の瑕疵については事業者の責任として改修義務等があると考えております)	損害賠償請求などにより事実上減額される可能性はあると考えます。

業務要求水準書(案)

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
126	業務要求水準書(案)(本文)	6	(3)維持管理業務	『体育館のうち主に学校教育活動に使用する部分の清掃・環境管理業務及び安全管理業務は本町が実施する』とありますが、アリーナ等も中学校との兼用になると思われます。どの部分について御町にて行うのか御教示ください。	No.12回答参照。
127	業務要求水準書(案)(本文)	7	事前調査業務	土壌調査が事業範囲に含まれていますが、地歴調査から全て民間事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。(町で既に調査している場合は、調査データの開示をお願いします。)	当該調査業務の必要の可否については再度検討し、要求水準書にて示します。
128	業務要求水準書(案)(本文)	7	事前調査業務	事業対象地となっている隣接農地についても土壌調査の対象範囲という理解でよろしいでしょうか。	No.127回答参照。
129	業務要求水準書(案)(本文)	7	事前調査業務	土壌汚染が発生した場合は、町のリスク(費用負担など)との理解でよろしいでしょうか。	No.127回答参照。
130	業務要求水準書(案)(本文)	7	事前調査業務	インフラ調査とは、具体的にどのようなことを事業者が行うことを想定していますでしょうか。	今回の計画に必要な設備の社会基盤調査(公共下水・水道等)を想定しています。
131	業務要求水準書(案)(本文)	7	事前調査業務	アスベストに関する調査はしていますでしょうか。調査している場合は、調査データの開示をお願いします。	平成17年度に目視によるアスベスト調査を実施し、その結果、該当する箇所はありませんでした。
132	業務要求水準書(案)(本文)		「平成22年6月15日修正 業務要求水準書(案)」について	業務区分:設計業務、主な業務内容:VE提案に伴う設計変更の実施対象が①だけとなりますが②、③については不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	業務要求水準書(案)(本文)	7	建設工事業務	移設備品の引越しが業務に含まれていますが、積算にあたって必要となる備品の数量・大きさなどは今後開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	業務要求水準書(案)(本文)	7	学校用情報教育システム業務	4. 業務内容及び要求水準には機器の更新、廃棄についての記載がございません。一方、実施方針書 8ページ 情報技術活用システム関連業務の学校用情報教育システム業務欄に「機器等の定期更新、廃棄」とありましたが、機器の更新、廃棄は不要となったという理解でよろしいでしょうか。	現在使用している機器の廃棄は、PFI事業者の業務範囲とします。また、事業期間中の不具合等による更新もPFI事業者の業務範囲です。なお、本業務で整備した機器の計画的な更新及び廃棄はPFI事業者の業務範囲ではありません。
135	業務要求水準書(案)(本文)	8	その他の業務 建設工事に伴う各種申請	建築確認申請と計画通知のどちらを想定していますでしょうか。	建築基準法第6条及び第18条の規定による建築確認申請です。
136	業務要求水準書(案)(本文)	8	総則(3)維持管理業務	※1記載している「校舎」の定義(どの施設を指しているか)をご教示ください。	No.12回答参照。
137	業務要求水準書(案)(本文)	8	I.5.(3)維持管理業務	表外に記載されています「※2 体育館のうち主に学校教育活動に使用する部分の・・・本町が実施する。」とありますが、具体的に「学校教育活動に使用する部分」とは、どのエリア(室等)でしょうか。ご教示をお願いいたします。	No.12回答参照。
138	業務要求水準書(案)(本文)	8	学校用情報教育システム業務	・職員への機器操作指導、研修にかんして →全職員が同一のレベルまで研修するというのは不可能と思われます。 研修プログラムを作成し、それを使用し研修するという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	業務要求水準書(案)(本文)	8-9	I. 総則 5. 本事業の範囲 (4)情報技術活用システム関連業務	電子私書箱システムで、「サーバ等のハード機器を町立体育館もしくは町立図書館に設置することを前提とする。」とありますが、ハード機器を体育館もしくは図書館に設置する理由をご教示いただけないでしょうか。さらにより提案があれば、別の提案をしてもよろしいでしょうか。	電子私書箱システム以外にも図書館の蔵書管理・予約システムや地域開放施設利用予約システムのサーバ等のハード機器については、まとめて管理することにメリットがあると考えます。なお、さらに良い提案があればご提案ください。
140	業務要求水準書(案)(本文)	10	(7)民間事業者による任意提案事業	認められない提案、また町が考える提案範囲とは、どのようなことを想定しているのでしょうか。	本事業は、町の活性化に結び付くような文教施設が含まれていますので、文教施設に相応しい事業を想定しています。
141	業務要求水準書(案)(本文)	10	(7)民間事業者による任意提案事業	事業者の任意提案にもかかわらず、御町にて提出前に確認をされることについて、どのような御町の考えが込められているのでしょうか。	提案前に確認することにより、受け入れられない提案を予め排除することや、本事業における選定手続の透明性を確保することができるかと考えています。
142	業務要求水準書(案)(本文)	10	(7)民間事業者による任意提案事業	応募者が提案する内容について、提案書を提出する前に本町が提案範囲を確認し、認められたものに限る。とあり、本町の確認を平成22年12月一杯かけて行うことになっていますが、結果により再考する時間が不足するなど時間を要する可能性があります。例えば提出時期の見直しを行うなど考慮していただけないでしょうか。	11月下旬に実施する競争的対話において提案の方向性について確認した上で、12月の提案範囲の確認に臨んでください。提案書の提出締切は変更しません。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
143	業務要求水準書(案)(本文)	10	(2)業務責任者	業務責任者の選任は ①. 設計・建設業務 ②. 維持管理業務 ③. 情報技術活用関連業務 ④. 図書館運営業務 ⑤. 地域開放運営業務 5人と考えてよろしいでしょうか？(設計・建設を分ければ6人)	ご理解のとおりです。
144	業務要求水準書(案)(本文)	11	I.6.(6)報告書	「各業務報告書(年度)については翌年度4月20日まで・・・」とありますが、この期間は年度決算等の業務が集中する時期となります。つきましては提出日を4月最終営業日に変更していただきたいと存じます。宜しく願いたします。	いただいたご意見を参考に今後検討します。
145	業務要求水準書(案)(本文)	11	I.6.(6)報告書	「各業務報告書は、まんのう町がASP等で確認できるようにする。」とありますが、ASP等のシステムは事業者にて構築するとの認識で宜しいでしょうか。ご教示をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
146	業務要求水準書(案)(本文)	11	(6)報告書	各業務報告書の記録データは、事業期間にわたり保存するものとし、事業期間終了後は本町へ無償で譲渡するものとする。とありますが、あくまでもデータであり、文書については保存・保管の必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	業務要求水準書(案)(本文)	11	7.業務要求水準の変更(1)優先適用	本文中にある「本事業における要求水準として優先的に適用される」とあるが、これが採点の基本となるのでしょうか。	PFI事業者が本事業を遂行する上での業務要求水準について、提案内容の水準が要求水準書の水準を上回る場合には提案内容の水準を基準とするという意味であり、評価基準について明記したものではありません。
148	業務要求水準書(案)(本文)	11	事業期間中のPFI事業者の見直しによる業務要求水準の変更	事業期間中において、業務内容の改善に資する要求水準の変更を事業者が改善提案として提案したとき、契約金額の変更の有無については町と事業者間の協議となるのでしょうか。また、改善提案による契約額の変更については、「サービス購入費の改定の考え方」において、改善提案採用によるサービス購入費の改定として他の改定と同様にお示しいただけませんでしょうか。	前段についてはご質問のとおりです。後段については、いただいたご意見を参考に今後検討します。
149	業務要求水準書(案)(本文)	11	7.業務要求水準の変更	この際のリスクは、どちらにあるのか明確にご教示ください。	業務要求水準書(案)(平成22年6月15日修正版)11頁I.7.(2)に記す変更については原則として本町のリスク負担とし(法令変更、不可抗力は民間事業者負担となる場合もあります)、同(3)に記す変更については原則としてサービス対価の増額は行いません。
150	業務要求水準書(案)(本文)	12	8.事業期間終了時の水準	事業期間終了時に要求水準を満たす良好な状態に保持していること。とありますが、どのような状態であることを想定されているのか具体的に記載していただけますでしょうか。事業期間終了時の建築物及び設備機器は、建築当初とは全く違う状態であり、建築当初の状態を要求するのであれば、修繕費が高くなり事業費用の高騰や各応募グループにおいてもバラつきが出る可能性があります。また公平な評価にならないことが懸念されます。	いただいたご意見を参考に今後検討します。
151	業務要求水準書(案)(本文)	13	3.業務内容及び要求水準	総括マネージャーの選任 前回の要求水準書では、総括マネージャーの選任は「維持管理・運営」を行う事業者から選任することと、記載がありましたが修正版には記載が見当たりません。条件はなくなったのでしょうか？	ご質問のとおりです。
152	業務要求水準書(案)(本文)	13	II.1.業務の目的	総括マネジメント業務を維持管理企業及び運営企業が担うことが望ましいという考え方からすると、その企業が総括マネージャーとして事業全体に含まれる「設計・建設期間中」もマネジメントすることは業務内容からして難しいと思われませんが、「設計・建設期間」「運営期間中」というように分けることは可能でしょうか。	No.151回答参照。
153	業務要求水準書(案)(本文)	13	II、3.業務内容及び要求水準	事業内容「事業期間全体のスケジュール及び実施体制の調整と決定」の要求水準で、「事業開始後、すみやかに～」とありますが、ここでの「事業開始後」とは、事業契約締結後という意味でしょうか。もしくは維持管理開始後ということでしょうか。	事業契約締結後という意味です。
154	業務要求水準書(案)(本文)	13	II、3.業務内容及び要求水準	事業内容「事業期間全体のスケジュール及び実施体制の調整と決定」の要求水準で、「中学校改築～全体像を近隣住民も含め分かり易く提示する」とありますが、ここでの「近隣住民」への連絡等は、貴町で行って頂けるのでしょうか。また、近隣住民への説明を行う時期はいつ頃を想定していますか。リスク分担表では住民対応リスク(住民反対運動等)は貴町のリスクとなっていますが、住民の反対運動等により契約時期が遅れた場合の補償はして頂けるのでしょうか。	近隣住民への説明等の対応は本町で行います。その際と同席等はPFI事業者の業務範囲とし、詳細は募集要項公表時に示します。後段については、No.88回答参照。
155	業務要求水準書(案)(本文)	13	II、3.業務内容及び要求水準	事業内容「事業期間全体のスケジュール及び実施体制の調整と決定」の要求水準で、「中学校改築～全体像を近隣住民も含め分かり易く提示する」とありますが、近隣住民への説明を行う時期はいつ頃を想定していますか。	No.154回答参照。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
156	業務要求水準書(案)(本文)	13	Ⅱ、3. 業務の内容及び要求水準	事業内容「事業期間全体のスケジュール及び実施体制の調整と決定」の要求水準で、「中学校改築～全体像を近隣住民も含め分かり易く提示する」とあり、リスク分担表では住民対応リスク(住民反対運動等)は貴町のリスクとなっています。住民の反対運動等により契約時期が遅れた場合の補償はして頂けるのでしょうか。	No.154回答参照。
157	業務要求水準書(案)(本文)	14	Ⅱ、3. 業務の内容及び要求水準	業務内容「各業務の実施体制の確認」の要求水準で、「責任者の変更等～」とありますが、ここでの「責任者」とは、総括マネージャーのことですか。もしくは、各企業の責任者、総括マネジメントの企業のことを指しているのでしょうか。	各業務の責任者のことです。
158	業務要求水準書(案)(本文)	14	Ⅱ、3. 業務の内容及び要求水準	業務内容「各業務の実施体制の確認」に、各業務責任者の選任は、その業務内容に専門的見識ある者として有資格者の事例がありますが、全ての業務に資格があるものでもなく、専門的見識があれば、有資格者の配置は事業者の提案によるものと考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	業務要求水準書(案)(本文)	14	Ⅱ、3. 各業務の実施体制の確認	各業務責任者に保有資格の例示がされていますが、当該資格を有することを要求水準として定めるものでしょうか。	要求水準は、業務内容について専門的見識がある者としています。例示を参考にしてください。
160	業務要求水準書(案)(本文)	14	各業務の実施体制の確認 各業務の実施計画書	各業務責任者の選任について ・維持管理業務は、認定ファシリティマネージャーの有資格者 ・体育館運営業務は、アシスタントマネージャーの有資格者とありますが、資格保有が絶対条件なのでしょうか？	No.159回答参照
161	業務要求水準書(案)(本文)	14	Ⅱ、3. 業務の内容及び要求水準	記載の業務内容「各業務の実施計画書(事業期間全体の確認)」において、「実施計画書は、サービス基準合意書(SLA)を用いて作成し、各業務の実施計画書を本町へ提出する。」とありますが、SLAは具体的にサービスの水準を示すService Level Agreementの一般的な意味と解釈してよろしいですか。具体的に従うべき基準があればご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、建築設計監理については、BELCAのガイドラインを参考にします。
162	業務要求水準書(案)(本文)	15	Ⅱ、3. 業務の内容及び要求水準	業務内容「セルフ・モニタリング」の要求水準で、セルフ・モニタリングを行った後、報告書を貴町へ提出するとありますが、モニタリング実施の時期及び報告書の提出時期は提案によるとのことなのですか。貴町でお考えのスケジュール等がありましたら、詳細をお示し下さい。	基本的にセルフ・モニタリングの報告は、各業務の報告書(日報、月次、四半期、年間)に併せて記載することを想定し、要求水準書Ⅰ、6.(6)報告書の内容のとおりとします。
163	業務要求水準書(案)(本文)	15	Ⅱ、3. 業務の内容及び要求水準	記載の業務内容「スタッフの人事管理」における事業期間中の提出書類に「スタッフのCS調査簿」とありますが、スタッフのCS調査簿におけるCSとはCustomer Satisfaction、スタッフの満足度調査と理解してよろしいでしょうか。それとも、顧客によるスタッフに対する満足度の調査でしょうか。ご教示をお願いいたします。	人事管理の考え方は、スタッフの満足度と顧客からの満足度の両方が含まれます。
164	業務要求水準書(案)(本文)	15	Ⅱ、3. 業務の内容及び要求水準	業務内容「改善提案の促進及び調整」の提出書類「改善提案書(改善計画書・改善報告書)」とは業務内容「セルフ・モニタリング」の提出書類である「改善計画書、改善報告書」と異なるのでしょうか。	異なります。
165	業務要求水準書(案)(本文)	16	整備施設の構成及び面積の概要	満濃中学校、町立体育館及び町立図書館において、各施設毎の全体延床面積は記載されていますが、各施設における各諸室面積、あるいはエリア面積についての床面積について記載がありません。規定はないのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
166	業務要求水準書(案)(本文)	16	整備施設の構成及び面積の概要	満濃中学校の整備面積が6,200㎡～8,800㎡とかなりの幅を持たせてあるように見受けられますが、どのようなお考えのもとでこのような幅を持たせているのでしょうか。	教育の場として求められる環境は大変多様化しているため、柔軟かつ利便性の高い提案を期待することから整備面積の設定をしています。
167	業務要求水準書(案)(本文)		「平成22年6月15日修正 業務要求水準書(案)」について	満濃中学校整備面積が延6,200～8,800㎡程度とかなり大きな幅がありますが、事業提案者にて任意に設定するということですか。又はランチルームの有無を含めて未確定事項があるためであり、いずれ各室面積と共に明確な面積を示して頂けると考えてよろしいのでしょうか。	No.166回答参照。
168	業務要求水準書(案)(本文)		「平成22年6月15日修正 業務要求水準書(案)」について	駐車場175台以上とありますが教職員用駐車場が含まれると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	業務要求水準書(案)(本文)		「平成22年6月15日修正 業務要求水準書(案)」について	メインアリーナ バレーボールコート4面とありますが、コートは9m×18mとしてコート外の寸法についてどの程度必要かご指示頂けないでしょうか。	コート外の寸法は3m以上とするが、詳細は要求水準書にて示します。
170	業務要求水準書(案)(本文)	16	Ⅲ、1、(2) 整備施設の構成及び面積の概要	ここで記載されている施設以外に、総括マネージャー、警備員、その他各施設の管理人用のスペースを用意することは可能でしょうか。	整備面積の示す基準を大きく逸脱しない範囲で可能とします。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
171	業務要求水準書(案)(本文)	17	町立図書館に関して	ここには、中学校が使用する図書館に関しての記載がありませんが、詳細は募集要項に記載されるという解釈で宜しいでしょうか。	町立図書館と学校図書館は、機能として区別する必要があります。要求水準書Ⅲ. 2. (3)、ウ特別教室等を参考にして下さい。
172	業務要求水準書(案)(本文)	18	施設の配置	満濃中学校の配置についての要求水準はP18②ア(ア)及び(イ)に記載してある内容のみであり、各諸室に関して配置についての町独自の要求水準はないと理解してよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
173	業務要求水準書(案)(本文)	18	②地域開放ゾーンア配置	「敷地内に中学校図書館と地域住民が利用する図書館との機能を併せ持つ図書館を整備する」と記載があり、同一建物に中学校図書館と公共図書館の機能が必要と捉える事ができますが、一方で満濃中学校において特別教室の中に図書館があります。これは校舎内にも学校図書館が必要であり、さらに町立図書館内にも学校専用の機能が必要ということでしょうか。	学校図書館の設置場所については、本事業で整備する意義を考慮した最適な場所を応募者に提案していただきたいため指定しません。ただし、その用途は満濃中学校に属するものため町立図書館の要求水準とは別に記載しています。
174	業務要求水準書(案)(本文)	18	②学校ゾーンイ動線(イ)	「学校開放における利用者など」とありますが、御町において学校施設を開放利用することがあるということでしょうか。あるとすれば、どのような事で利用されるのでしょうか。	まんのう町学校施設開放管理運営規則に基づき、スポーツ開放及び遊び場開放を本町が実施します。
175	業務要求水準書(案)(本文)	20	Ⅲ. 2. (3)②ア(オ)	「各教室に冷暖房設備を設置し、…」とありますが、普通教室も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	業務要求水準書(案)(本文)	20	②必要な機能及び要求水準ア全体(オ)	機械空調の集中管理において、中学校校舎、図書館、体育館の3施設一括管理と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	業務要求水準書(案)(本文)	20	Ⅲ. 2. (3)②イ普通教室	1室あたりの想定利用人数について40人とありますが、6/18付新聞発表にもありますように1学級40人→35人に引き下げ案が中央教育審議会初等中等教育分科会にまとめられました。平成25年4月開校に向けて柔軟に対応できるように、学級規模について業務要求水準書に加筆することを検討していただくことは可能でしょうか。	現時点での想定が40人、ご指摘のような制度変更を教育環境の変化と考え、要求水準書(案)に記しています。
178	業務要求水準書(案)(本文)	20	イ普通教室	要求水準欄に「ロッカー収納大」とありますが、どのようなものを収納する想定でしょうか。	新JIS規格教科書やその他教材を想定しています。
179	業務要求水準書(案)(本文)	20	Ⅲ. 2.(3)②ウ特別教室(図書館)	「満濃中学校の現有書籍25,000冊」とありますが、事業者が調達すべき書籍数は、25,000冊を含めて60,000冊との認識で宜しいでしょうか。ご教示をお願いします。	中学校図書館の冊数は、公立図書館の冊数に含みません。
180	業務要求水準書(案)(本文)	20	Ⅲ. 2. (3)②ウ特別教室 図書館	「町立図書館と連携利用」とありますが、学校図書の出貸・返却や蔵書管理などは町立図書館の業務運営の下、一元的に管理すると考えてよろしいでしょうか。	学校図書の出貸及び返却業務は学校(本町)にて行い、その蔵書管理は図書館運営業務の範囲とします。業務内容の詳細については募集要項公表時に示します。
181	業務要求水準書(案)(本文)	20	Ⅲ. 2. (3)②ウ図書館	「中学校の現有書籍25,000冊」とありますが、それとは別に蔵書60,000冊程度の町立図書館を整備し、合計85,000冊程度規模の図書館と考えてよろしいでしょうか。	No.179回答参照。
182	業務要求水準書(案)(本文)	20	Ⅲ. 2. (3)、②、ウ特別教室	室名「図書館」の必要な機能で「町立図書館と連携利用ができる配置計画とする。」とありますが、町立図書館の図書も中学校の生徒が利用可能とし、町民も中学校の図書を利用可能とするということでしょうか。その場合、本体とは別に選定される図書館運営を行う事業者が、中学校の図書まで管理することになるということでしょうか。	前段の中学校図書館と町立図書館の相互利用については、ご理解のとおりです。後段の管理については、No.180回答参照。
183	業務要求水準書(案)(本文)	21	給食厨房に関して	現在、調理をされている方々の意見に大変左右されやすく、変更及び協議が必要な部分なのですが、工期を鑑みても多少の鍋・釜等の容量や個数等を募集要項に記載して頂ければと思います。	募集要項において示します。
184	業務要求水準書(案)(本文)	21	エ その他諸室	事務室、職員室等の各諸室の利用職員数を御教示ください。また、各諸室については、必要最低面積等をご提示いただけるのでしょうか。	募集要項で公表します。
185	業務要求水準書(案)(本文)	22	Ⅲ. 2. (3)②エ多目的スペース	実施方針(平成22年5月26日改訂)25pに、多目的教室(500人収容ランチルーム)とありますが、業務要求水準書(案)を正とし、120名程度が集合できるスペースと考えてよろしいでしょうか。または、両方確保すると考えてよろしいでしょうか。	現在検討中であり、募集要項公表時に改めて示します。
186	業務要求水準書(案)(本文)	22	Ⅲ. 2.(3)②エその他諸室(倉庫)	「ii 床荷重を考慮する。」とありますが、想定される荷重はどの程度でしょうか。ご教示をお願いします。	中学校校舎に配備される倉庫として想定される床荷重にてご提案ください。
187	業務要求水準書(案)(本文)	24	電気設備、機械設備	設備に関する要求水準は、満濃中学校、町立体育館、町立図書館ともに共通と認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
188	業務要求水準書(案)(本文)	24	(6)設備に関する計画	各設備に関して、各施設に最低限必要であり、御町が要望されているもの はご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示しているもの以外に本町が必要とする設備がある場合は、募集要項公表時に改めて示します。 また、本町が必要とする設備以外であっても、要求水準と同等以上の水準を達成する設備があればご提案ください。
189	業務要求水準書(案)(本文)	24	Ⅲ.2.(6)⑦電気設備(テレビ受信設備)	「必要箇所にアンテナを設置する。」とありますが、現状、まんのう町ではケーブルテレビ網が設置されていますので、ケーブルテレビに接続するとの認識で宜しいでしょうか。ご教示をお願いいたします。	本事業予定地から考察して、最適な方式にてご提案ください。必ず、ケーブルテレビ網を使用しなければならぬというものではありません。
190	業務要求水準書(案)(本文)	25	外構に関する計画	プール、運動場には特段夜間照明は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	業務要求水準書(案)(本文)	25	(7)②運動場	平成22年5月22日公表の要求水準書(案)では、200mトラック5コース、100m直線トラック6コースとありましたが、修正版では必要な機能として要求していませんが、事業者の提案に任せるといってよろしいでしょうか。	現在検討中であり、募集要項公表時に改めて示します。
192	業務要求水準書(案)(本文)	25	Ⅲ.2.(7)②運動場 表中 5 軟式テニスコート	別途、必要な施設を整備するとありますが、要求水準として定めてある2面を地域開放用に供することは認められないとの理解でよろしいでしょうか。	中学生が授業や部活動で活動している時間帯は、地域開放しません。したがって、全く認めないということではありません。
193	業務要求水準書(案)(本文)	26	Ⅲ.2.(8)防災機能	「災害対策本部との双方向連絡ができる情報通信設備を設置する。」とありますが、現在設置しています緊急無線装置等の仕様は開示する予定でしょうか。ご教示をお願いいたします。	募集要項公表時に示します。
194	業務要求水準書(案)(本文)	26	防災機能	町立体育館に設置する冷風機、ヒーターの電気容量と台数をご教示ください。	冷風機、ヒーター等は予め本町が用意するものではなく、災害時の必要に応じて臨時で設置することを想定しています。台数や電気容量の想定は、整備される施設の収容規模からご提案ください。
195	業務要求水準書(案)(本文)	26	防災機能	想定しているマンホールトイレの個数をご教示ください。	募集要項公表時に示します。
196	業務要求水準書(案)(本文)	26	防災機能	既設の緊急無線装置の仕様をご教示ください。	No.193回答参照。
197	業務要求水準書(案)(本文)	26	Ⅲ.2.(8)防災機能 ②	「水害時も想定して…」とありますが、ハザードマップ等ございましたらご提示願えないでしょうか。	No.17回答参照。
198	業務要求水準書(案)(本文)	26	Ⅲ.2.(8)、② 防災機能	「水害時も～物資・資機材倉庫を設置する。」とありますが、物資等の交換の周期は予想可能かと思われませんが、災害の頻度は予想出来ないため、実際に災害が起きた場合に物資等を補充する費用については、貴町で持っていたらいいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	業務要求水準書(案)(本文)	26	Ⅲ.3.事前調査業務	土壌調査が含まれていますが、おそろく買いました土地の部分と思われるが、地歴をご確認頂き、田畑と同居であるならば土壌調査は必要ないと思われるが如何でしょうか。工期及びコストに影響してまいりますのでご検討ください。	No.127回答参照。
200	業務要求水準書(案)(本文)	28	5. 建設工事業務 (1) 工事期間	「平成25年4月供用開始に間に合わせ、平成25年2月28日までに竣工すること」とありますが、本期間については中学校校舎についてであり、6月7日公表のヒアリング結果番号22及び23に示されているように、町立図書館、町立体育館の竣工時期については、別途残置指定の施設解体も含め、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	業務要求水準書(案)(本文)	28	既存施設の解体撤去工事	平成25年3月31日まで機能維持する施設について一覧表がありますが、それ以外は生徒の安全を確保すれば建設工事期間中は※印のないグラウンド・屋内運動場等については工事による使用、解体工事は可能であると考えてよろしいですか。グラウンド・屋内運動場・プールなどは別施設を使用する、新しい校舎位置については、既存校舎以外の位置に建設する解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
202	業務要求水準書(案)(本文)	28	Ⅲ.5.(3)④既設施設の解体撤去工事	※印の施設については、平成25年3月31日まで機能を維持するため、竣工期限であります平成25年2月28日を超過します。解体工事を含めた外溝工事の竣工期日は、何時まででしょうか。ご教示をお願いいたします。	No.200回答参照。
203	業務要求水準書(案)(本文)	28	Ⅲ.5.(3)④	※印の施設は平成25年3月31日まで機能を維持するとは、解体撤去工事は平成25年3月31日以降に行う必要があるということでしょうか。また、この場合、「サービス購入費の基本的な考え方(案)」に記載の施設整備費の対象業務実施期間等との齟齬が生じますので、サービス購入費との関係についても併せてお教えください。	前段についてはご質問のとおりです。 後段については、募集要項公表時に示します。
204	業務要求水準書(案)(本文)	28,29	5建設工事業務	既存施設の解体撤去工事が事業範囲に含まれていますが、既存施設及び関連する既存基盤施設の図面等の情報開示をお願いいたします。	今後、閲覧期間等の設定を検討します。
205	業務要求水準書(案)(本文)	28,29	5建設工事業務	別途工事との調整とありますが、具体的にはどのような工事を想定されているかご教示ください。	現時点での想定はありませんが、今後、または工事期間内に本事業の工事以外に本町が直接発注して行う工事との調整と考えています。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
206	業務要求水準書(案)(本文)	29	Ⅲ. 5. (3)⑦ イ 別途工事との調整	別途行われる工事とはどのようなものでしょうか。	No.205回答参照。
207	業務要求水準書(案)(本文)	32	業務体制	報告体制について 32ページでは ・業務責任者 → 維持管理業務責任者 → 総括マネージャーに報告 10ページでは ・業務責任者 → 総括マネージャーに報告となっています 10ページが正しいと思われませんが、ご指示下さい。	本事業における各業務について、基本的には業務要求水準書(案)(平成22年6月15日修正版)10頁に示す業務体制で実施していただきます。ただし、維持管理業務については、その中で性質が異なる業務が混在するため、さらに詳細な区分ごとの業務責任者を定めることとしています。
208	業務要求水準書(案)(本文)	33・34	4. 建築設備維持管理業務	(1)目的にて、「業務計画に基づき運転・監視」とあり、また(3)事業内容にて「適正な方法によって効率よく運転させ」、(4)要求水準では「適正な操作によって各設備を効率よく運転、監視」とあります。このことは事業者が運転計画を立案し、更に常駐して、設備を運転(操作)することを前提とされているのでしょうか。	事業者に適切な運転計画を立案していただきます。人の常駐は想定していませんが、適切な提案を求めます。
209	業務要求水準書(案)(本文)	35	6. 備品維持管理業務	以下の理由を考慮し、備品維持管理業務は業務範囲から外していただきたい。 ① 備品の破損や不具合は利用者の取り扱い方法によるところが大きく、事業者側でコントロールできないこと。 ② 対象範囲がPFI事業者が調達した備品のみであるが、事業期間中に貴町が新規に調達する備品も多数になることが想定され、管理が2系統になり煩雑となること。	中長期の維持管理業務を踏まえた備品の整備をお願いします。なお、学校運営上の民間事業者がコントロールできないリスクまでも民間事業者へ負担を求めるものではありません。
210	業務要求水準書(案)(本文)	36	IV、6、(4)備品維持管理業務／要求水準	機能の低下した備品については随時更新をおこなうとありますが、BTOの場合、更新に係る費用は貴町の負担と考えてよろしいでしょうか。	提案される事業方式にかかわらず備品の更新はPFI事業者の業務範囲です。
211	業務要求水準書(案)(本文)	36	IV、6、(4)備品維持管理業務／要求水準	消耗品については、在庫等を適切に管理し、不足がないようにすることとありますが、BTOの場合、消耗品は貴町に負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ここでの消耗品とは、整備された備品について利用性や可動性を維持するための部品類を指します。これに係る費用はPFI事業者の負担とします。
212	業務要求水準書(案)(本文)	36	7. (2)対象範囲	ゴミの処分とは、敷地内の集積場までの運搬という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	業務要求水準書(案)(本文)	36	Ⅶ-7 清掃・環境管理業務-(2)対象範囲、(3)業務内容	(2)対象範囲において「整備施設における清掃業務の対象範囲は、校舎エリアを除く」と書かれており、(3)業務内容には、日常清掃(校舎を除く。)とかがかれておりますが、それ以外の業務(廃棄物処理、定期清掃、特別清掃及び害虫駆除等)は校舎エリアにおいても事業者側で実施するという理解でよろしいでしょうか。また、日常清掃の範囲についてお教え下さい(校舎のトイレトーパーの補充は学校側など)。	前段については、No.12回答参照。 後段については、日常清掃には中学校運営上必要なものの調達及び補充を含みます(例、洗剤、トイレトーパー等)。ただし、照明等の交換電球については、施設備品の消耗品と解してその費用はPFI事業者の負担としますが、その交換は可能な範囲で学校側が行い、専門的なものや高所のものの交換はPFI事業者が行うこととします。
214	業務要求水準書(案)(本文)	36・37	清掃・環境管理業務 害虫駆除及び防除	①日常清掃及び「廃棄物処理」の記載がありますが、給食調理時の生ゴミ処理及び図書館・校舎等清掃時の紙くず処理は、PFI事業外として、まんのう町様が処理すると考えてよろしいでしょうか？ PFI事業内とする場合は、SPCからまんのう町様指定の一般廃棄物業者に再委託してもよろしいでしょうか？ ②害虫駆除及び防除ですが、構成員が害虫駆除「業」の登録を受けていない場合、登録を受けた業者に再委託することは問題ないと考えてよろしいでしょうか？ (香川県生活衛生課より法的に問題ないと回答をもらっています)	①ごみ集積場所までの廃棄物の運搬についてはNo.12回答に示すように本町もしくはPFI事業者がそれぞれ行い、処理については本町が実施します。 ②ご理解のとおりです。
215	業務要求水準書(案)(本文)	37	IV.8.(3)①ア満濃中学校	「平日における機械警備の開始時間が午後4時半から」となっていますが、若干早いのではと思われれます。部活動等の影響も考慮し午後6時頃に変更された方がよいと考えます。	満濃中学校部分の機械警備の開始は教職員が行うので、その時刻以降ということです。
216	業務要求水準書(案)(本文)	38	8.(3)②門の開閉及び機械警備のセット並びに解除、来客時の受付対応、巡回、戸締り確認	地域開放施設として休館日(日曜・祝日)の利用はないと理解し、費用を算出することでよろしいでしょうか。万一利用開放する場合は、別途精算になるとの理解でよろしいでしょうか。	地域開放については、施設の設置条例及び条例施行規則等で定めます。なお、既設の施設(公民館等)は月曜日を休館日としています。
217	業務要求水準書(案)(本文)	38	8.(3)②門の開閉及び機械警備のセット並びに解除、来客時の受付対応、巡回、戸締り確認	来客時の受付対応は、日常利用の中で対応を行う学校職員又は図書館運営企業が行うとの理解でよろしいでしょうか。	満濃中学校については中学校関係職員、地域開放施設(体育館、図書館部分)の開放エリアについてはPFI事業者が行います。
218	業務要求水準書(案)(本文)	38	(3)業務内容 ② ア	長期休暇(夏休み、冬休み、春休み)の満濃中学校の門の開閉及び機械警備のセット等は御町職員が行うことと考えてよろしいでしょうか？	中学校関係職員が(本町にて)行います。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
219	業務要求水準書(案)(本文)	39	光熱水費に係るエネルギーの提供	光熱水費に係るエネルギーの提供がありますが、現在の中学校(給食場を 含)・体育館における光熱水費用の開示をお願い致します (数年分を希望します)	募集要項公表時に示します。
220	業務要求水準書(案)(本文)	39	維持管理業務 10. その他	光熱水費は事業者側の負担となっていますが、その場合、光熱水費の増 減リスクを負担する事業者には、施設利用を促進しようとするインセンティブ がたつきません。町民利用を促進するためにも、光熱水費は町側が負担 するよう、ご検討をお願いいたします。	No.109回答参照。
221	業務要求水準書(案)(本文)	40	図書館運営業務 の業務分担	「事故本の受付」とありますが、「事故本」の具体的な定義をお願いします。	利用者により破損された図書等、補修等が必要な 図書という意味です。
222	業務要求水準書(案)(本文)	40	10.(2)大規模修 繕⑤要求水準	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を初期の水準又は実務上支障 のない状態まで回復させるとありますが、機器の性能は新しい機器を設置 しない限り当初の新しい機器の水準まで回復させることは困難です。初期 の水準という一文を削除していただくことはできないでしょうか。	全て「初期の水準」を求めているものではなく、も のによっては更新が必要な場合もあることを想定 していることをご理解ください。
223	業務要求水準書(案)(本文)	40	IV、10、(2)、⑤ 大規模修繕／要 求水準	「劣化した部位～状態まで回復させる。」とありますが、施設によっては中学 校の生徒による破損等が原因となる場合も考えられるため、状況別に費用 負担の分担について協議しておく必要があると考えます。	ご質問のとおりです。 リスク分担保No.61～66をご確認ください。
224	業務要求水準書(案)(本文)	40	維持管理業務 10. その他	大規模修繕業務が事業者の業務範囲となっていますが、建物性能維持に 関する水準の捉え方が町と事業者間でも異なり、また応募者間でもばらつ きが発生する可能性が高く、公平な入札が困難であると思慮します。その ため、大規模修繕については、事業範囲外としていただきたくご検討よろし くお願いいたします。	これまでの経験値等から、応募者によって大規模 修繕についてのご提案が異なる想定していま す。民間事業者の高い技術力にてご提案くださ い。
225	業務要求水準書(案)(本文)	41	情報技術活用シ ステム関連業務 要求水準	町が所有する光ファイバーケーブルのシステム系統図及びシステム構成図 をご教示ください。	募集要項公表時に公表します。
226	業務要求水準書(案)(本文)	41	V. 情報技術活 用システム関連 業務要求水準 2. 業務の概要	電子私書箱システムの主な業務に「必要な機器等の調達並びに設置」とあ りますが、住民が自宅で電子私書箱システムを利用する端末(パソコン、プ リンタ等)も必要な機器に含まれるかご教示いただけないでしょうか。	含まれません。
227	業務要求水準書(案)(本文)	41	V、2. 情報技術 活用システム 関連業務要求水準 ／業務の概要	P41の上から19行目「なお、このシステムは平成19年度に国が導入を検討 した年金情報、健康情報等の入手管理等をサービス内容とする「電子私書 箱(仮称)」とは別個のものである。」とありますが、こちらのシステムは本事 業開始後も選定された事業者とは別の業者が運営を行うとの理解で宜しい でしょうか。	ご理解のとおりです。
228	業務要求水準書(案)(本文)	41,51	V. 情報技術活 用システム関連 業務要求水準 2. 業務の概要	P41に「電子私書箱システム及び地域開放施設利用予約システム並びに次 章で詳述する図書館関連システムについては、その利用対象が全て本町 住民であることから、利便性に配慮し、1つのポータルサイトで利用できる ことが望ましい。」とありますが、一方、P.51では「誰でも簡単に利用できる 図書館のポータルサイトとなるホームページ運用」という記述があります。 ポータルサイトと図書館のホームページ、地域開放施設利用予約システム のホームページとの関係はどのようにお考えかご教示いただけないでしょ うか。また、ポータルサイトの構築及び保守・運用は情報技術活用システム 関連業務または図書館運営業務のどちらが担当することを想定されている かご教示いただけないでしょうか。	本業務で実施する全ての情報提供は、1つのポ ータルサイトとして利用者が活用できることを想定し ていますので、このポータルサイトの構築及び保 守・運用は、本体事業者にて行います。 また、図書館運営業務にも図書館に関する情報提 供があるため、この情報提供は図書館運営企業に て構築することを想定しています。 なお、ポータルサイトは、この図書館情報につい ても連動させることを想定しています。
229	業務要求水準書(案)(本文)	42	2. 対象	本庁内の各学校(以下のとおり)・・とありますが、各学校の生徒数及び職員 数をご提示いただけないでしょうか？	募集要項公表時に示します。
230	業務要求水準書(案)(本文)	43	学校用情報教育 システム業務	プリンストールするOS等をご教示ください。また、導入するソフトなどは、 小学校、中学校とも全て同じという理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
231	業務要求水準書(案)(本文)	44	ソフト活用支援 について	「授業時におけるソフトの活用を支援するため、月2回、支援員を各小中 学校へ派遣する」とありますが、これは生徒に授業中行うのか、先生に予め研 修としての支援なのかどちらでしょうか。	教職員に対しての校務サポートや授業サポートを 行うものです。
232	業務要求水準書(案)(本文)	44	学校用情報教育 システム業務	月2回支援員を各小中学校に派遣することとなっていますが、対象期間は5 年間という理解でよろしいでしょうか。また、夏休みなどの長期休暇は除く という理解でよろしいでしょうか。	対象期間は5年間であり、原則月2回の支援として います。長期休業中等の対応は、各学校の活用 ニーズに対応することとします。
233	業務要求水準書(案)(本文)	44	V、4、(6)ソフト 活用支援につ いて	P44の上から2行目「授業時における～月2回、支援員を各小中学校へ派遣 する。」とありますが、これは運用開始後いつまで行なうものと想定してい ますか。	No.232回答参照。
234	業務要求水準書(案)(本文)	45	V - ii. 電子私 書箱システム業 務 1. 目的	電子私書箱システムは全町民または全世界への必須のサービスと想定さ れていますでしょうか？それとも希望者のみのサービスでしょうか？	電子私書箱システムのサービス提供対象は、本シ ステムへの登録を希望する町民です。登録単位は 世帯及び個人の両方を想定しています。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
235	業務要求水準書(案)(本文)	45	V-ii. 電子私書箱システム業務 1. 目的	現状の郵便物(案内及び通知等)の種類をご教示いただけませんか。その中で電子私書箱システムで電子化を想定している郵便物(通知情報)をご教示いただけませんか。	募集要項公表時に例を示します。
236	業務要求水準書(案)(本文)	45	V-ii.2(1)電子私書箱システムの構築	ここで記載されている内容からすると、アップロードされたことを利用者にお知らせが届き、利用者がダウンロードし町からの情報を入力するようになっているが、メールのように直接本文を送信するタイプのものも可能でしょうか。	直接本文を送信する場合は、送信先の特典等が課題(世帯宛や個人宛等の区別)になりますので、条件次第になります。提案前に確認してください。
237	業務要求水準書(案)(本文)	45	V-ii. 電子私書箱システム業務 2. 業務内容及び要求水準	電子私書箱システムで通知情報のダウンロード回数が3回までに制限されていますが、その理由をご教示いただけませんか。	サーバの容量に配慮して3回までとしています。また、利用者の利便性から代替案がありましたらご提案ください。
238	業務要求水準書(案)(本文)	45	V-ii 電子私書箱システム業務	電子私書箱システム業務において、受信側(住民側)のシステム(受信機)については、各住民が個別に整備し、事業者による整備業務には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	業務要求水準書(案)(本文)	45	電子私書箱システム業務	各世帯の端末は利用者で準備するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	業務要求水準書(案)(本文)	45	電子私書箱システム業務	まんのう町の男女別年齢別の人口構成を教えてくださいませんか。また、過去10年間の人口推移がわかる資料をご提示いただけませんか。	募集要項公表時に示します。
241	業務要求水準書(案)(本文)	46	V-ii 2業務内容及び要求水準(5)関連機器の更新	更新計画の変更を行う際、費用の変更について提案金額からの増額を5%以内とする根拠並びに貴町要望により5%超となる増額となった場合の対応についてお考えをお教え下さい。また、更新計画の変更による提案金額の増額については、「サービス購入費の改定の考え方」において、改善提案採用によるサービス購入費の改定として他の改定と同様にお示しいただけませんか。	費用の変更の5%はあくまでも目安です。超過が発生する場合は、協議の上、必要に応じて対応します。また、サービス購入費の改善提案費用については募集要項公表時に示します。
242	業務要求水準書(案)(本文)	46	V-ii.2(3)町民への広報及び利用促進啓発活動の支援	「啓発活動については本町が実施するが、PFI事業者はそれらの支援を行う」とあるが、PFI事業者が支援する内容はどのようなものを想定されていますか。	要求水準書(案)46頁V-ii.2.(3)2項目目に記載のとおりです。
243	業務要求水準書(案)(本文)	46	V-ii.2(3)町民への広報及び利用促進啓発活動の支援	貴町で想定されている啓発活動のイメージはどのようなものでしょうか。	広報誌への掲載や、チラシの全戸配付、ケーブルテレビでの放映等を想定しています。
244	業務要求水準書(案)(本文)	46	V-ii. 電子私書箱システム業務 2. 業務内容及び要求水準	電子私書箱システムの関連機器の更新は最低5年ごとに行うとありますが、5年以上の使用に耐えられる機器については、必ずしも5年以内に更新しなくてもよいかご教示いただけませんか。	「最低5年」は最短5年と解し、5年以上使用できるものは更新を要しません。
245	業務要求水準書(案)(本文)	46	V-ii 電子私書箱システム業務 (5)関連機器の更新	更新計画の変更にあたって費用の変更については増額は提案金額から5%以内となっておりますが、IT関連の技術革新は想定以上の革新がなされる事が考えられ、提案段階で正確に想定することは困難であり、セーフティポイントにより、提案金額の増大を招く可能性も考えられます。5年毎に発注者と事業者の協議により、更新内容及び費用を協議し、合意された内容を持って、合理的な費用を支払う事としていただけませんか。	No.241回答参照。
246	業務要求水準書(案)(本文)	46,48	V情報技術活用システム関連関連機器の更新	提案金額からの増額については、上限5%とし、減額について制限はないとありますが、機器の高スペック化に伴い大幅な増額も想定されるため、上限についても制限撤廃のご検討をお願いします。	No.241回答参照。
247	業務要求水準書(案)(本文)	47	2. 対象	利用予約対象施設が12箇所ありますが、施設内において利用料金を徴収している施設は何施設ほどあるのでしょうか。また、今後の料金設定についてはSPC側で設定してよいと考えてよろしいでしょうか。	対象施設は全て、まんのう町学校施設使用料条例の規定により利用料金を徴収しています。なお、今後の料金設定は本町が行い、条例において定めず。
248	業務要求水準書(案)(本文)	47	V-iii 地域開放施設利用予約システム業務 2. 対象	予約システムにおいて対象施設が12件示されておりますが、これらの施設については、予約システムに組み入れるのみであり、予約管理、運営管理については、事業外で町の各所管担当部署にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	業務要求水準書(案)(本文)	48	V-iii.3.(3)ホームページの情報更新及び情報変更	「町立体育館及び町立図書館の予約枠の調整については、PFI事業者が行うものとする。」とありますが、本体業務と図書館業務が分かれておりますので、各々が調整するとの認識で宜しいでしょうか。ご教示をお願いいたします。	各々で調整し、総括マネジメント業務において本町へ報告することとします。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
250	業務要求水準書(案)(本文)	50	Ⅵ、4、(1)、① 図書館の運営に関する業務／総括・管理業務	①で「本町小中学校図書館及び公民館とのハブ図書館として位置づけ、さらに県内外の図書館蔵書等の横断検索、情報提供の連携を構築する。」とありますが、町立図書館以外の管理は、これまでと同じ管理形態を想定していますか。スムーズな運営開始のためには、本事業の町立図書館以外の図書館整備を同時並行で行っておく必要があると考えます。また、その整備の際にも町立図書館を運営する企業のシステム等を重視した整備の仕方を行うことになるかと思われませんが、その場合現在運営中の図書館はすぐにシステムの移行を受け入れるでしょうか。その事前確認は取れているのでしょうか。	既存の小中学校等の学校図書館と公民館の蔵書については、本事業で整備する町立図書館の蔵書と一体の蔵書として検索を行い得ることを想定しています。なお、小中学校及び公民館の蔵書の貸出等は本町にて行います。
251	業務要求水準書(案)(本文)	52	Ⅵ、9、(1) 図書館運営業務の業務分担及び要求水準	業務分類「県内図書情報ネットワーク構築業務」で、県立図書館や他館との情報ネットワークの構築や県立図書館との連絡・調整業務が事業者となっておりますが、県立図書館や他館は、事業者と協議、連絡、調整をしていただけのことになっているのでしょうか。	他館との連絡・調整等は本町が行います。詳細は、募集要項公表時に示します。
252	業務要求水準書(案)(本文)	52	Ⅵ、9、(1) 図書館運営業務の業務分担及び要求水準	図書館運営業務の業務分担が示されていますが、事業者だけでは業務をすることができない(関係する機関との協議、調整等含む)場合、貴町に支援していただけるのでしょうか。	No.251回答参照。
253	業務要求水準書(案)(本文)	58	地域開放運営業務要求水準	各地域開放施設の年間開放日と各日開放時間帯をお教え下さい。	現在検討中であり、募集要項公表時に改めて示します。
254	業務要求水準書(案)(本文)	58	地域開放ゾーンの受付に関する要求水準	年間での受付配置日数及び配置時間、配置人数をお教え下さい。	現在検討中であり、募集要項公表時に改めて示します。
255	業務要求水準書(案)(本文)	58	地域解放運営業務要求水準 業務の方針	町立図書館についても施設利用に関する利用料を徴収することを想定されているのでしょうか。	町立図書館については、利用料の徴収を想定していません。
256	業務要求水準書(案)(本文)	59	Ⅶ.4.(3)(4)	実施提供プログラムが記載されていますが、これらのプログラム等は事業者が必ず行うものという解釈で宜しいでしょうか。それとも町が指導者等を派遣するというのでしょうか。	要求水準に記載しているプログラムは、PFI事業者が実施してください。
257	業務要求水準書(案)(本文)	59	(3)②	「地域開放運営業務」について、提供するプログラムについてマタニティビクスやマタニティヨガ等のプログラムが示されていますが、事業期間中にプログラムを変更することは可能でしょうか。住民ニーズの移り変わり等により変更の必要性が考えられます。	要求水準に記載しているとおり、利用者のニーズや社会環境変化等に応じて毎年見直し、次年度計画を本町へ提出することとしています。次年度計画において対応してください。
258	業務要求水準書(案)(本文)	59	Ⅶ. 地域開放運営業務要求水準	町立体育館および町立図書館それぞれで提供するプログラムの1～3は「年12回」となっていますが、「1～3」あわせて年12回ということでしょうか？それともそれぞれが年12回で「1～3」あわせて年36回ということでしょうか？	それぞれ年12回とします。
259	業務要求水準書(案)(本文)	59	地域開放運営業務	提供するプログラムについてプログラムの種類と最低実施頻度が示されていますが、示されている内容以上の仕様を検討する場合には、御町の御予算が大きく関係してきますが、予定価格等については早期に御公表いただけるの理解でよろしいでしょうか。より良い提案、安定した事業計画のためには必要かと思われまます。	募集要項公表時に示します。
260	業務要求水準書(案)(本文)	61	Ⅶ. 2. (1) 学校ゾーン及び地域開放ゾーンでのプログラム実施	実施方針(改訂版)9pに記載のある例示がありませんが、実施方針(改訂版)にて例示された事業は現在も想定の中にあるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、それに限らず広く提案を求めます。
261	業務要求水準書(案)(本文)	61	Ⅷ民間事業者による任意提案事業 3.提案要件	「任意提案事業を変更または終了する場合は、本町との協議の上、本事業整備施設への影響がないように整備、復旧する。」とありますが、整備・復旧とは、事業期間内に市況の変化など正当な理由がある場合などに事業期間にかかわらず任意提案事業を中断、終了することも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、正当な理由の判断はPFI事業者との協議の上、本町が決定します。
262	業務要求水準書(案)(本文)	61	民間事業者による任意提案事業	任意提案事業を変更または終了する場合……とありますが、社会情勢の変化等で事業期間内に終了することも可能という理解でよろしいでしょうか。	No.257回答参照。
263	業務要求水準書(案)(本文)	61	Ⅷ民間事業者による任意提案事業	「任意提案事業を変更または終了する場合は」とありますが、社会情勢の変化や様々な要因に伴う事業収支状況の悪化等によって、当初提案した内容を継続することが合理的ではない場合には、事業期間にかかわらず、任意提案事業を中断、終了することも可能との理解でよろしいでしょうか。当然の事ながら、提案内容においては、事業期間における継続性、安定性を十分に検討した上で、確実に継続できる提案をさせていただきたいと思っておりますが、本体業務の基幹事業の安定性、継続性を考慮した場合には必要な措置だと考えます。	No.257回答参照。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
264	業務要求水準書(案)(本文)	61	Ⅷ民間事業者による任意提案事業	任意提案事業において、学校ゾーンを利用する場合は、休日のみならず、平日は学校の終業後であれば可能との理解でよろしいでしょうか。また、時間指定がありましたら御教示願います。	中学校運営に影響が無いことが条件となります。
265	業務要求水準書(案)(本文)	61	Ⅷ民間事業者による任意提案事業	地域開放ゾーンにおいて、御指定されている提供するプログラムにて使用されている時間以外は事業者にて自由に使用できるとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、町が独自に利用される事もあるのでしょうか。ある場合は、内容について御教示ください。	地域開放ゾーンについては、ご理解のとおりです。また学校行事、部活動、町の行事及び町内クラブ活動等で本町が利用する場合もあります。
266	業務要求水準書(案)(本文)	61	Ⅷ民間事業者による任意提案事業	「任意提案事業に必要な敷地、スペース及び情報通信網は原則、有償とする」とありますが、地域開放施設運営での提供プログラム実施場所と同じ場所を利用する場合は、任意提案事業にて使用した時間により時間割単位にて使用料を支払うとの理解でよろしいでしょうか。また、使用料について、どの程度をお考えか、御教示願います。	ご理解のとおりです。なお、使用料金についてはNo.59回答参照。
267	業務要求水準書(案)(本文)	61	Ⅷ、3. 民間事業者による任意提案事業/提案要件	P61の下から3行目に「任意提案事業に必要な敷地、スペース及び情報通信網は、原則、有償とする。ただし、独立採算事業でない場合は、無償貸借とする場合がある。」とありますが、この部分はいつ明確に決定・公表されますか。	No.59回答参照。
268	業務要求水準書(案)(本文)	61	Ⅷ民間事業者による任意提案事業	任意提案事業に必要な敷地、スペース、情報通信網は原則有償とすると思いますが、どの程度の使用料を想定されているか、基準、計算方法などご教示ください。	今後、本町の設置条例等により決定します。
269	業務要求水準書(案)(本文)	63	Ⅸ. 1. 民間事業者による任意提案業務の基本的な考え方	「民間事業者による任意提案業務」について、「本町の経常経費削減、業務の効率化及び職員の利便性向上を目的」とありますが、範囲が広すぎると考えられることから、もう少しイメージできる具体例を提示して頂けないでしょうか。	現在、本町ホームページで公表している事務事業評価報告書や総務省の「地方公共団体における行政改革の取り組みについて(地方行革コーナー)」などを参考にしてください。ただし、上記に掲載されている取り組みであれば全て採用されるということではありませんのでご留意ください。No.21、22回答参照。
270	業務要求水準書(案)(本文)	63	Ⅸ. 3. 業務の内容	実施方針(改訂版)9pに記載のある例示がありませんが、実施方針(改訂版)にて例示された業務は現在も想定の中にあるという理解でよろしいでしょうか。	No.260回答参照。
271	業務要求水準書(案)(別添資料9-2)	1	施設警備	添付資料9-2:施設警備で対象場所に中通児童館が含まれていますが、添付資料9-1では、中通児童館は施設警備業務が対象外となっています。対象外としてよろしいでしょうか。	中通児童館は琴南資料館と同一建物のため、施設警備はそのうち琴南資料館にて行うと捉えます。
272	業務要求水準書(案)(別添資料9-2)	2	防火設備保守点検	添付資料9-1では、旧南東小学校が対象となっていますが、添付資料9-2:では対象施設として含まれていません。どちらが正しいのでしょうか。	旧南東小学校も防火設備保守点検の対象です。別添資料9-2は募集要項公表時に訂正します。
273	業務要求水準書(案)(別添資料9-2)	3	電気保安	かりん温泉ですが、本年度改修予定となっており、容量の公表がされていません。提案提出までに公表されるのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
274	業務要求水準書(案)(別添資料9-2)	3	電気保安	満濃南保育所について試用期間が11/1~3/31までとなっています。それ以外の期間は全く使用せず、停止をするのでしょうか。また、再使用前の点検を11月となっていますが、例えば前月末に行うことは可能でしょうか。	試用期間以外は、キュービクルを休止しています。なお、再使用前の点検を10月末に行うことは問題ありません。
275	業務要求水準書(案)(別添資料9-2)	3	空調調和設備保守点検	各施設の空調機の能力や数量を公表いただきましたが、現在の点検の仕様範囲、例えば分解洗浄の有無や風量測定、絶縁測定などを詳細の仕様をご提示願います。仕様内容により保守点検費用が異なり、例えば現在受託する企業が応募者として参加した場合に、公平性がなくなります。	詳細について別途公表します。なお、保守・点検業務については、法令等で定められた基準を満たし、かつ、各施設に最適な保守・点検内容を提案してください。
276	業務要求水準書(案)(別添資料9-2)	3	空調調和設備保守点検	各施設のフィルター枚数と大きさを教えていただけますでしょうか。	以下のとおりです。 本庁舎:空調機、ロスナイ他(200台) 仲南支所:空調機他(61台) 琴南支所:空調機、ファンコイル他(30台) 町民ホール:空調機、ファンコイル他(43台) 仲南公民館:空調機(13台)
277	業務要求水準書(案)(別添資料9-2)	4	空調調和設備保守点検	琴南支所の空調調和用ロールフィルターは別途とありますが、今回の事業費に含めないということでいいでしょうか。含む場合は、ロールフィルターの交換頻度及び大きさをご提示願います。	空調調和用ロールフィルターの交換は、PFI事業者の業務範囲ではありません。
278	業務要求水準書(案)(別添資料9-2)	5	空調調和設備保守点検	オイルポンプがありますが、オイルタンクはあるのでしょうか。ある場合にタンクの点検はどのような頻度で行っているのでしょうか。	以下のとおりであり、各々について3年に1回の頻度で点検を実施しています。 仲南支所:地下埋設のオイルタンク 琴南公民館:地下埋設タンク
279	業務要求水準書(案)(別添資料9-2)	6	昇降機保守点検	各施設の昇降機メーカー名の公表、及び点検方法はメーカーPOGか非メーカーPOGかご提示お願い致します。またPFI事業になることにより、メーカー点検及び非メーカー点検の指定はあるのでしょうか。	全て三菱製エレベーターであり、メーカーPOGにて点検を実施しています。本事業の実施にあたっては、メーカー及び非メーカーの指定はありません。

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
280	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	7	防虫駆除	本庁舎の害虫駆除及び害虫調査を年1回行っているとの事ですが、5,506㎡であれば、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル衛生管理法)において、害虫駆除及び調査を合わせて年6回行う必要があります。回数は、年1回として事業費に含めればよいのでしょうか。	本庁舎及び琴南支所について、害虫駆除を年1回実施し、半年後に害虫調査を実施することがPFI事業者の業務範囲です。なお、害虫調査の結果、害虫がいた場合の駆除についてはPFI事業者の業務範囲となります。
281	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	7	防虫駆除	添付資料9-1では、琴南学校給食調理場及び仲南学校給食調理場も対象となっていますが、どちらが正しいのでしょうか。	琴南学校給食調理場及び仲南給食調理場の防虫駆除は、PFI事業者の業務範囲ではありません。別添資料9-1は募集要項公表時に訂正します。
282	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	7	清掃	本庁舎のガラス清掃において高所作業車が必要とありますが、事業者で用意するのでしょうか。例えば、町立で所有する機器を利用することができるのでしょうか。	高所作業車は、PFI事業者が自らの負担で用意するものとします。
283	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	7	清掃	添付資料9-2では、仲南農村環境改善センター及び町民文化ホールにおいて清掃を行うことになっていますが、添付資料9-1では対象となっていない。どちらが正しいのでしょうか。	仲南農村環境改善センター及び町民文化ホールの清掃は、PFI事業者の業務範囲です。別添資料9-1は募集要項公表時に訂正します。
284	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	7	環境衛生管理業務	ビル管理技術者専任名義料を本庁舎、琴南支所に6回/年とありますが、建物に関する名義料ですので、現状の支払も12回/年行っているのではないのでしょうか。6回/年で間違いはないかの確認です。	本庁舎及び琴南支所の名義料は12回/年間です。6回/年は、空気環境測定の実施回数です。
285	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	7	環境衛生管理業務	ビル管理技術者名義料の対象施設が本庁舎及び琴南支社とありますが、琴南支社では害虫駆除業務を行っていないことになっています。建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル衛生管理法)に基づく管理の必要はないのでしょうか。	No.280の回答参照。
286	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	7	環境衛生管理業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル衛生管理法)に基づく管理の必要性を確認するために、各施設の延床面積の公表をお願いします。	ビル管法に該当する施設及びその延床面積は、本庁舎5,506㎡、琴南支所3,088㎡です。
287	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	7	浄化槽保守点検	仲南支所の浄化槽設備点検の塩素殺菌剤使用量及び費用を教えてくださいませんか。	仲南支所の浄化槽設備の塩素殺菌剤の使用量は、約10Kg/月です。
288	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	7	浄化槽保守点検	汚泥引き抜きは別途とありますが、今回の事業費に含めないということではないのでしょうか。含む場合は、汚泥量をご提示願います。	前段についてご質問のとおりです。
289	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	7	設備巡回点検管理業務	月2回行うことになっていますが、具体的な仕様内容をご提示願います。五感による点検か測定機器を用いる点検など。	別添資料9-2において月2回の巡回点検としていますが、月1回に訂正します。巡回設備点検は点検報告書に基づく外観、及び運転状況等の、確認検針等です。(電気設備・空調設備・衛生設備・防災設備・その他)
290	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	8	中央監視盤装置点検業務	本庁舎及び仲南支所で行っている点検業務の仕様を具体的に教えてくださいませんか。また監視点数を教えてください。点検方法・仕様により費用算定にバラツキが出ることになり、現在の受託企業が応募者として参画した場合に公平性が失われてしまいます。	募集要項公表時に示します。
291	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	8	舞台設備点検業務	琴南公民館、仲南農村環境改善センター及び町民文化ホールに設置する音響設備の機器メーカー、機器内容、数量を具体的にご提示ください。また点検の程度についてもご提示お願い致します。費用算出に大きな影響を与えることになり、また現在の受託企業が応募者として参画した場合に公平性が失われてしまいます。	音響設備はビクター製であり、1年に1回の頻度で点検を実施しています。設備の内容は以下のとおりです。 音響調整卓 電力増幅卓 入出力ジャック架 アンプ装置 マイク装置 ミキシング装置 音響系付属機器 等
292	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)	8	舞台設備点検業務	仲南農村環境改善センター及び町民文化ホールに建築物定期検査を年1回行うことになっていますが、他の施設については実施されていないのでしょうか。また併せて、3年に1回行う特殊建築物定期調査は事業費に含むのでしょうか。含む場合は、過去実施した年月日を教えてください。	仲南農村環境改善センター及び町民文化ホール以外の施設の建築物定期検査は、PFI事業者の業務範囲ではありません。また、特殊建築物定期調査については、PFI事業者の業務範囲ではありません。
293	業務要項水準書(案)1(別添資料9-2)			法定点検・清掃業務である貯水槽清掃業務(1回/年)は、今回の対象業務に含まれないのでしょうか。御訂で別途業務として発注するのでしょうか。	含みません。

その他

No.	資料名	頁	項目	質問・意見の内容	回答
294	公表済み資料に関するヒアリング結果番号25		「…公表済み資料に関するヒアリング結果」について	都市計画法上の開発許可申請が必要とのことですが、町側で事前協議を進め、32条協議で必要な項目について明示していただけますでしょうか。	都市計画法第32条に規定する協議に付き必要な項目は、平面図、丈量図及びよう壁等の構造図です。
295	まんのう町立満濃中学校改築基本計画	12	満濃中学校よりの要望(要約)	「まんのう町立満濃中学校改築基本計画 満濃中学校よりの要望(要約)」には建築計画をはじめ、具体的な要望がございますが、実施方針や業務要求水準書(案)においては上記記述はございません。平成22年8月策定予定の「(仮称)まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館整備基本構想」に反映されると考えてよろしいでしょうか。また基本構想についての質疑を受け付けていただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。また、今後公表する基本構想については、ヒアリングにて対応します。
296			事業者選定方法について	本事業は本体業務と図書館運営業務の事業者選定が個別に行われるとあります。しかしながら下記の理由にて、個別にではなく、一体としての選定を再度、ご検討頂くようお願い致します。 1. 業務要求水準書では、本体業務の中には町立図書館の施設整備も含まれております。もし図書館運営業務を分離し、個別に選定がなされるのであれば、利用者のニーズを最も把握している、図書館運営事業者固有の理念や使い勝手を反映しないまま、設計を行うことにもなります。SPC設立後に、図書館運営事業者から設計変更要求があれば、時間的にもコスト的にも大きなロスとなる可能性もあります。 2. 別紙4事業者選定方法では、契約後(事業期間中)に図書館運営企業の債務不履行があった場合、PFI事業者、すなわち本体業務選定者がリスクを負担とありますが、選定時点では全く、提案内容に関与せず、内容評価も共有できなかったにも関わらず、債務(=提案内容)の不履行においては、リスクだけを負うというのは合理的ではないものと思料致します。	No.5回答参照。
297			光ファイバー敷設後の活用状況について	貴町では、町内全戸に光ファイバーが敷設されているとのことですが、現在のその活用状況についてお教え願います。	行政活用としては音声告知放送での活用をしており、その他にIRU契約により中讃ケーブルビジョン株式会社がCATV、インターネット回線及び電話回線として利用している。 なお、平成22年3月末現在において、引き込み戸数6,803戸、告知端末機設置戸数6,724戸であり、上記CATV契約件数2,523件、インターネット回線契約件数2,277件、電話回線契約件数1,671件となっています。
298				本体業務と図書館運営業務を別選定にすることは多くの応募者を募る上で、有効と考えていますが、SPCは図書館運営業務を含む全業務についてモニタリングを行い履行責任を負うとなっておりますが、別選定で図書館運営業者を決めるということは相手方企業の業務能力や企業の与信も分からないのに、SPCが履行責任を負うというのはSPC側にとってはリスクが重過ぎると感じています。内容の見直しをご検討願います。	No.5回答参照。